

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会

(第17回会合)

日時 平成28年5月17日(火) 14:59~17:36

場所 経済産業省別館3階 312会議室

1. 開会

○橘川分科会長

皆さん、こんにちは。定刻にはまだ若干時間がありますが、藤井部長以下、何人かの方は国会対応でいずれにしてもおくれられるということなので、委員の皆様そろいましたので、これから総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また悪天候のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、石油・天然ガスの上流から下流までテーマが幅広くございます。国内の石油・天然ガス開発、あるいは、この間のエネルギー大臣会合でも話題になりましたLNG市場戦略、石油サプライチェーンの生産性向上だとか、市場環境整備の問題、さらに現在も進行形ですけれども、熊本地震に対する対応というようなところを含めて議論を進めさせていただきますので、若干いつもよりも長く、ガスシステム改革委員会ばりに2時間半の予定でお願いいたしております。よろしく願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から委員の出欠状況と資料の確認をいただきたいと思います。風木政策課長、お願いいたします。

○風木資源・燃料部政策課長

分科会長、ありがとうございます。恐縮でございますがプレスの皆様、冒頭撮影はここまでということでお願いいたします。傍聴はもちろん可能でございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

まず、新たに委員に就任された方をご紹介します。前回までは、石油化学工業協会の浅野前会長、それから日本鉱業協会、大井前会長にご参加いただいておりますが、4月1日をもってそれぞれ交替がございました。したがって、石油化学工業協会は会長代理で淡輪敏様、それから日本鉱業協会は会長、西田計治様に新たに委員にご就任いただいております。なお本日は両名とも所用によりご欠席となっております。

本日ですが、尾崎委員の代理として幡場様、北嶋委員の代理として内藤様、西田委員の代理として加藤様、日高委員の代理として村地様、それから永塚委員の代理として林様にご出席いただいております。家守委員、縄田委員、西村委員は所用によりご欠席となっております。

それでは次に資料の確認をさせていただきます。きょうは大部になっております。恐縮です。まず、資料1は資源・燃料分科会の名簿でございます。最新のものでございます。それから資料2ですが、「今後の本邦における石油・天然ガス開発の方向性について」という資料でございます。それから資料3-1ですが、「LNG市場戦略～流動性の高いLNG市場と日本LNGハブの実現に向けて～【概要】」でございます。それから資料3-2、LNG市場戦略の本文、本体でございます。次に資料4がパワーポイントでございますが、「石油中下流部門（調達・精製・流通・販売）の政策の方向性について」でございます。資料5、「平成28年熊本地震における緊急石油供給について」でございます。それから資料6、これは石油連盟からの資料でございますが、「石油精製業の競争力強化に向けた取組と石油火力向け石油燃料の供給について」、木村委員からでございます。それから資料7、「石油販売業の課題と生き残り策」、これは全国石油商業組合連合会、副会長・専務理事の河本委員からでございます。それから最後に、大部になっておりますけれども、SS系に関する優秀事例100選が最後にございます。

現在のところで資料に不足等ございましたらお申しつけください。事務局のほうで手配させていただきます。

以上でございます。

○橘川分科会長

ありがとうございました。

それでは早速、議事に入りたいと思います。議事の1、資源開発・調達戦略についてということで、まず資料2を使って、今後の本邦における石油・天然ガス開発の方向性について、森田燃料室室長からご説明をお願いいたします。

○森田燃料政策企画室長

燃料政策企画室長をしております森田でございます。資料2、「今後の本邦における石油・天然ガス開発の方向性について」に沿いまして、ご説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。本邦における石油・天然ガス開発ということでございますが、エネルギー基本計画におきましても本邦に眠る資源を戦略的に活用していく、そしてエネルギー自給率の改善を進めることの意義は大きいということで書いてございます。

赤枠の中に引用してございますが、やはり我が国は海外からの資源に依存する程度が高いものでございますから、こういった海外の情勢変化の影響を最小化するためには国産エネルギー等の

開発・導入によりまして自給率の改善を図ることが効果的であるというふうに位置づけられております。

では、国内の石油・天然ガス開発がどのような現状になっているか、めくっていただきまして2ページでございます。

国内の石油・天然ガス開発は、平成元年ごろまでに構造的な油ガス田が発見、開発されておりました、一時期まで増加傾向にございました。この左下の図を見ていただきますと、天然ガスにつきましては、平成19年まで特に天然ガスの増加が引っ張ったのでございますが、平成19年まで増加傾向にありました。

原油のほうは緑のほうで書いておりますけれども、ほぼ63万kl程度ということで横ばいで、若干ふえましたが、19年度まで微増という形で進んでまいりまして、ただこの平成19年を機に、天然ガス、そして原油につきましても下落していると、19年をピークに減少傾向にあるということでございます。足元、原油は我が国の消費量の0.3%、天然ガスについては2.2%という形で推移してございます。

開発・生産するためにやはり探鉱というものが大前提として必要になってくるわけですが、国内の石油・天然ガスの探鉱活動、3ページ、4ページに書いてございます。

まず3ページでございます。探鉱の中でも探査と試掘に、より詳しくすると分かりますけれども、まず探査活動につきましては国が主体となって進めてきているというのが実情でございます。昭和30年代以降でいいますと、2D、二次元ですね、二次元の探査については30.3万km²、また最近技術も進歩しまして3D、三次元でできるようになっているわけですが、これは4.5万km²ということで実施してございます。

次のページをめくっていただきまして、探査じゃない探鉱、実際に穴を掘るほうはどういう活動になっているかといいますと、4ページ、ある時期まで、平成19年、20年ごろまでは探鉱活動は一定の水準で維持してきております。国、企業あわせてでございますが、一定の水準で維持しておりました。

しかしながら、近年はやはり探鉱を進めれば進めるほど残るエリアというのはリスクが高いエリアとなってきますので、なかなか成果が得られておりません。また、油価の下落の影響もございまして、企業の収益が減少に転じております。そうしますと、やはり探鉱活動のほうは縮小せざるを得ない状況ということで、どうしても広い意味での探鉱活動というのが縮小傾向にあるということで、そのような現状となっております。

次に5ページをめくっていただきまして、こういった探査活動、試掘活動、生産開発活動、これは実は鉱業法という一つの法律がベースとなって全ての活動が行われております。鉱業法、こ

れに基づきまして、探査許可、それから試掘・採掘に至りますと鉱業権というものが必要になりますが、こういった権利を鉱業法に基づいて設定して行うということでございます。

これは絵に描いておりまして、先ほど国内の探査活動、生産開発活動を申し上げましたのは、この絵の中でいいますと、左側から探査活動、真ん中に試掘活動、そして採掘活動、採掘活動の中に開発行為も入りますけれども、こういった形でフェーズごとに進んでいくんですけども、この全ての行為というのが鉱業法、オレンジで書いておりますけれども、鉱業法に基づいて許可なり、あるいは権利の付与なりというものが必要になっているという状況でございます。

次、めくっていただきまして、それでは今度ベースとなっている鉱業法がどうなっているのかというのをご説明させていただきます。6ページでございます。

まず鉱業法、条文を説明しておりますけれども、青い枠の中のアンダーラインに書いておりますように、鉱物を採掘する権限を土地所有者から分離し、これを鉱業権として国が付与するというところでございます。この鉱業権というのは試掘権と採掘権の2種類に分かれておると。いずれも物権であって、独占的排他的支配を有する権利であるということになってございます。これらの権利がないと国内で鉱業を営むことができないということになってございます。

この鉱業法、実は過去に課題があって改正をした経緯がございます。7ページをごらんください。平成23年に改正をして、平成24年1月に施行されて、それが今に至っているわけなんですけど、平成23年当時、国が国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進める必要があるということで改正されております。

では、どういった課題があったのかというのを、このページの真ん中あたりに「当時の課題」というふうに書いてありますが、平成23年以前は、鉱業権を出願するんだけど、出願した者が本当に技術的能力があるのか、ないのか、それを求める規定がなかったと。そうすると開発主体が適正な者が入ってきているのかどうか判断できない、担保できないという問題がございました。その結果、適切でない主体、能力に欠ける者というのがどんどん出願をしてきてしまったという問題がございました。

2つ目、②先願主義です。これは能力によらず早い者勝ちであったわけでございます。先に出願をした者に優先的に審査が行われて、先に出願した者が優先されてしまうという先願主義。そうしますと、当面開発するつもりはないんだけど、まずは出願しておこうか、先願主義だと、そういった者による実態に乏しい出願がどんどんあがってきてしまったという問題がございました。

そして3つ目、資源探査の規制が当時は存在しなかった。先ほど申し上げました広い意味の探鉱の前段階として、穴は掘らないんだけど、物理的に探査をするという行為がありまして、

ここについては許可制度がなかったわけでございますので、自由にやってよいという状況でありました。その結果、特に海域においてなんですけれども、外国船による事例がどんどん出てきてしまったと。無秩序な資源探査活動というのはやはり問題だという状態になりました。

この課題を受けまして、当時の対応として、下に書いてございますが、まず1ポツとして、出願者に技術的能力等を課しますということをやりました。平成24年以降申請してくる者は、きちんと開発できる能力があるということをチェックしますよという能力要件を導入した。

2つ目は先願主義を見直しました。単に早いから鉱業権を与えるというのではなくて、特定区域制度というのを設けて、まずは国のほうが特定区域を指定し、公募のような形でそこにこの区域を開発したい者に手を挙げてもらう、応募してもらうと。そして最も能力が高い者に付与するという形で、特定区域制度というのを創設しました。

そして3つ目、探査は全く規制がかかっていなかったということですが、ここは許可制度というのを創設して、勝手に探査をしていいわけじゃないと。経済産業大臣の許可がなければ探査をしてはいけませんというようにしました。これが平成24年の改正でございます。その結果、運用がどうなったかというのが8ページでございます。

もちろん一定の効果があつたわけなんですけれども、まだ効果があらわれていない部分もありまして、特定区域制度、せっかく措置しましたけれども、この4年間で、陸域は一応1件実績があるんですが、海域の実績がゼロで、鉱業活動が活発化していないという問題がございます。また、海域は特に旧法下、23年以前の法律で、たくさんの鉱業権の出願、先願の時代の出願でございますね、これがあつたのですが、これがいまだに未処分の状態が数多く続いているということでございます。

ここににつきましては右下の円グラフをごらんください。全部で約1万8,000件、未処分の案件があるんですが、このうちの7割が海域ということになってございます。特定区域制度が海域ではまだゼロですということにもつながるんですけれども、まずこの未処分の出願というのを処理しないと特定区域というのも指定できませんので、この未処分が進まないということが海域の指定がゼロであることの大きな理由になっているということでございます。

その次に9ページでございます。鉱業権を付与した後、設定した鉱業権のほうはどうなっているかといいますと、これは試掘権と採掘権に分かれるんですが、これも約8割が未稼行、未稼行というのは稼行していない、まだしていないということになるんですけど、その中でもそもそも着手さえしていないというのが6割で、着手はしたんだけどもう一回お休みに入っちゃっている休業というのが2割ということでございます。

これらの理由につきましては、まだ露頭調査という試掘の前段階の調査をやっている、あるいは

は物理探査を継続中で試掘まで至っていない、あるいは自分の会社はほかにも鉱区を持っていて、採掘権を持っているんだけど、そっちの採掘を先にやらせてほしいと。そっちが終わってからこの鉱区に来るんだと。順次開発と呼んでおりますが、こういった理由で未稼行が8割に至っているということでございます。

もともと合理的な開発能力のある者が開発してほしいということで、23年法改正をしたわけですが、現時点では法改正前、法改正前も約75%が未稼行であったわけですが、改正した後も約8割ということで、変化していないという状況でございます。

その次に、あとはこの取り組みを10ページ以降まとめてあるので、ちょっと時間の制約もありますのでここは割愛させていただきますが、飛んで15ページをごらんください。どういった視点で検討を進めていったらよいかということ、3ページにわたってまとめてございます。

まず総論ということで、足元の環境変化を踏まえた論点、総論でございます。まず1つ目の四角、これは今後数年の段取りを書いているだけでございますが、まず鉱業法、平成23年に改正しましたけれども、5年間で1回見直すというのが附則で定められておまして、そうしますと平成29年1月の段階で一度運用状況がどうかということをレビューする。これ一つの法律上求められているレビューのタイミングがまいります。また海洋基本計画というのは、海洋基本法に基づいて定められておりますが、これの計画の改定というのはまた平成30年度に控えているという状況でございます。

こういった状況の中、2つ目の四角でございますが、そもそも一般認識なんですけれども、日本はどうしても資源が乏しい国だという一般認識がありまして、なかなか国内の資源には目が向いていないわけでございますが、実は世界は変わっておりまして、技術が特に進歩してございます。例えばブラジルのプレソルトというのは、これは岩塩の構造なんですけれども、新しい技術を導入することで、ジオストリーマという新しい探査方法を導入することによって、大幅に生産性が向上した、2倍ぐらいになったという事例があるなど、技術が向上することによって、今まで見つからなかった資源がどんどん見つかって出したという事例がございます。そうしますと、今まで日本の中というのは資源がないという認識があったんですけれども、そこはもう一度可能性を追求してもいいのではないかとということでございます。

また3つ目でございますけれども、原油安でどうしても開発停滞が懸念されるわけですが、それであれば開発主体の新陳代謝を促して、やる気のある人にまた入ってきてもらう。石油・天然ガス開発の市場活性化をするという方法を考えてもいいのではないかと。

それから4つ目の四角でございますけれども、やはり官と民の役割分担というものもありますし、官としては事業環境整備というのがあります。探査・試掘、そして開発、それまでの段階で望ま

しい事業環境はどうあるべきなのか、国の役割は何なのか。国の役割がそれであれば、官民の負担はどうあるべきかということをもう一度検討すべきではないか。やはり競争可能な透明性のあるルールを整備する必要があるだろうと。それがベースとなって新規参入・新陳代謝を促す必要がある。資金力・技術力のある外資を含めた民間投資、ここはどうしても民間投資を呼び込まないといけないフェーズというのがございますので、そこはもう資金力・技術力があれば外資も含めて投資を呼び込む事業環境整備が必要ではないかということでございます。

16ページでございますが、これは各論になりますが、まず鉱業法、一番ベースとなる法制である鉱業法の考え方でございますが、まずは旧法下で先願の時代に多く受けた未処分出願、これがある程度アクションプランを策定して、例えばですけれども海域は5年で解消するとか、そういった数量目標を決めるなどしてアクションプランを策定して、未処分案件の処理をどんどん進めていくべきではないかと。それがそもそも新陳代謝、活発化の大前提ではないか。

それから2つ目の四角ですけれども、鉱業権については、これは既に与えた鉱業権も着業しないまま認めているんですけれども、これは着手延期とか、事業休止しますよと事業者が言ってきた場合であってもそれでいいのかというように、要件を厳格化すべきではないか。要件を厳格化すれば、結果的に新陳代謝が活性化するのではないか。

それから3つ目の特定区域制度ですけれども、これはそもそも先願でエリアが埋まっていますので、提案しようにも、手を挙げようにも挙げられない状態なんですけれども、ここについては、まずは処理を進めるのは当然なんですけれども、企業から、自分たちはここをやってほしいという提案を促すような運用をすべきではないかということでございます。

それから4つ目の四角でございますが、国内外の石油会社や探査サービス会社が主導して、国が前のめりになってやるのではなくて、やはり民間の方々の力で主導して、我が国における鉱業権設定済み鉱区、あるいは鉱業権出願済み区域以外で開発ができるように情報開示ですね。やはり民間の方に適切に情報がオープンにされていないと参入しようにも参入できませんので、適切な情報公開のあり方というのを考えていったらいいのではないかとということでございます。

次、各論の(2)探査でございますけれども、ここにつきましては、探査のデータというのは国が過去に蓄積してきていまして、今、JOGMECに蓄積されています。これを民間に貸し出したり、公開したり、利用させたりという、そのあり方を検討すべきではないか。また利用してもらうのであれば、生データがいいのか、あるいは再評価したものでいいのか、こういった形で民間の方が使えるようにしてあげるべきではないかというのが探査のところでございます。

17ページに行ってくださいまして、今度は探査の中でもデータの取り方のところでございますが、これは経済産業省、三次元物探船「資源」号を保有しておりますが、これによる探査をさら

に効率的に行うため、文科省さん所管でJAMSTECという独法があって、ここは地球深部探査船「ちきゅう」号というのを持っています、これは民間事業も受注するような形で管理・運営しているんですが、こういった他省庁、他独法の保有している船の運用形態なんかも勉強しながら、「資源」号が民間事業も受託できるようにするような方策も検討すべきではないかと。

2つ目の四角ですけれども、もっぱら国のみが探査を今やっているわけでございます。「資源」号を使って国が探査をするというのが基本なんですけれども、むしろ国内外の企業が、もちろん鉱業法を遵守した形で実施する探査プロジェクトを民間企業がやってもいいんじゃないかということでございます。こういったプロジェクトが立ち上がりやすいような環境を用意すべきじゃないかと。民間企業のプロジェクトが立ち上がるのであれば、じゃ、国が担うべき探査プロジェクトはどのようなものかといった、ある意味、官民役割分担のようなものを検討すべきではないかということでございます。

次に、探査の次のフェーズ、試錐でございますが、現在、国が基礎試錐事業というのをやっておりますけれども、予算の限界がございますので、実際3年に1度、3年に1プロジェクトくらいしかできてございません。こういった3年に1回という頻度とか、予算のスキームというのが適切かどうか。むしろより多くの試錐が国内外の企業が主体となって実施されるための支援スキームのあり方を考えるべきじゃないかということでございます。

次に(4)メタンハイドレートでございますが、これは海洋産出試験をやるということになっておりますが、これは計画の中でも平成30年代後半の商業プロジェクト開始を目指すということにしておりまして、それに向けて民間企業の関与をどういうふうに高めていくのかと。民間企業の関与の割合を高めていかなければ商業化に至らないわけなんですけれども、ここの関与の高めていき方についての論点でございます。

(5)その他のところ、これは陸域についてでございます。基本的に、今、海域のことが中心になっているんですけれども、陸域も同様の考え方が適切かということでございます。

以上、論点について説明させていただきました。残りは参考、factsの資料でございますので、ここで説明は割愛させていただきます。以上です。

○橘川分科会長

どうもありがとうございました。

それではただいまのご報告に対しまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。名札を立てていただければ順次。はい、お願いいたします。

梶田委員、お願いいたします。

○梶田委員

天然ガス鉱業会の梶田でございます。今回の資料において、国内探鉱活動等の状況を的確に整理していただいております。感謝申し上げます。国産の石油・天然ガスを開発している業界の立場から、資料15から17ページの総論及び各論部分について意見を述べさせていただきます。

私どもは、国内の、特に海域における民間事業者の探鉱開発活動が低調であることの本質的な要因は、海域ゆえの高い初期投資に見合う実質的なポテンシャルが現時点で見出していないことにあると考えております。この観点から、鉱業権の取り扱いを変更すれば直ちにプレーヤーの新陳代謝が促されるというものではないというふうに感じております。

したがって、15ページに記載の、従来の一般的認識に捉われることなく、可能性を追求し直すことが極めて重要であり、そのためには「資源」号で取得したデータの有効活用を図るとともに、進化した探査解析技術を用いた、国による特定区域設定の先行事例の創出が期待される場所であるとと考えております。

一方、民間事業者による特定区域設定の提案が行われていないもう一つの大きな要因は、民間事業者が提案した際に国が行う公募において、提案企業が保有する地質データ等の開示や、提案事業者の取り扱いを含む審査ルール及び評価基準が明確化されていないことにあります。これらの明確化は以前から当業界として要望している点であり、現状のままでは、特定区域設定の提案をしても他者を利するだけの懸念を払拭することはできませんということでございます。

また未処分出願や、未着業鉱区の審査の厳格化は、事業者の新陳代謝を促す上で一定の意義はあると思われるものの、決定的な要素ではなく、むしろ現状に至る歴史的な、あるいは個々の鉱区の事情、背景があるので、一律に出願を含む未着業鉱業権の白地化を進めることについては慎重にご検討いただきたいと考えております。

例えば未処分出願に関しては、旧法のもとでは、後願者、後から出願した者が試掘権の設定を急ぎたい場合に、当該鉱区に係る先願の処理を加速する運用が行われていたことと同様の措置を、特定区域の設定に際しても適用することや、新規鉱業権者としての資格要件を満たす者については、国が他者の出願状況を開示すること等により、事務局の資料で懸念されている参入障壁は相当程度緩和されるのではないかと考えております。

また未着業鉱区については、漁業権や農地、農振法との調整に伴う着手延期等、仮に事業者が入れかわったとしても解消せず、新陳代謝には寄与しない外部要因も存在することにご留意いただきたいと思っております。

特に水溶性ガス田の探鉱開発においては、地盤沈下を考慮し、くみ上げる鹹水量や坑井間隔に規制があるため、ある程度の広がりを持った面的な開発を進めていく必要があり、ガスパイプラインや鹹水の送水パイプライン敷設も考慮した長期計画に基づいて開発を行っております。また、

1 坑井当たりの生産量が少なく、生産量維持のためには多くの坑井を要することから、毎年掘削を継続しており、現在は仮に未着業であっても、将来の確実な掘削計画のための鉱区確保が必要であるといった事業特性がございます。こうした開発を、現実的に昭和30年代から継続的に展開してきておりました。繰り返しになりますが、こういったご事情も勘案の上、事業着手等の一律の審査厳格化には慎重にご対応いただきたいと考えております。

もう1点、「資源」号についてですけれども、昭和30年度までの6万2,000km²の調査終了後の深海域での未調査エリアの有無や、浅海域の探査には向かない等の本船の特性等を勘案しつつ、「資源」号の要否を含め、次期海洋エネルギー鉱物資源開発計画における基礎物理探査計画を策定すべきであり、「ちきゅう」号と同様の管理・運用方法を検討することは、基礎物理探査全体のあり方の中で検討されるべき課題であると認識しております。

以上、簡単に意見を述べさせていただきましたが、国内フィールドが技術力涵養と人材育成の場であることを勘案すれば、当業界として非常に重要な問題が含まれており、また温泉法とのイコールフットィングや、改正に伴い過重となった事務処理負担の軽減等、今回、時間の関係で割愛した事項も多々ありますので、今後の検討に際しては、ぜひとも物理探査技術や国内の地質及び探鉱の専門家等で構成する専門部会を別途設置して、継続的にご検討いただきたく要望いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○橘川分科会長

平川委員、お願いします。

○平川委員

労働組合の平川でございます。国内資源の開発につきましては、これまでの分科会で現場技術力の蓄積及び人材育成にもつながる旨、私から発言をさせていただきました。昨年の7月の分科会報告書の中にも、人材育成の観点も含め、新しい技術を活用した国内資源開発に取り組むことも重要であると、このように記載をされております。探査、地層試錐、採掘、それぞれの段階で、この新しい技術の活用と人材育成についても民間企業と国との対話の中で共有して進めていっていただきたいと思います。

この点から、今回、提示されました総論の論点を見ますと、資金力・技術力のある外資を含めた民間投資という内容がございます。日本人の技術力向上、あるいは日本人の人材育成にこの外資の参入というものがつながっていくのかどうかという点について、慎重に考えていくことが必要ではないかなというふうに思った次第です。

以上です。

○橘川分科会長

村地代理、お願いします。

○日高委員（村地代理）

当連盟及び業界各社は、海外及び国内の探鉱開発事業を通して、自主開発比率というものを2030年に40%という達成に向けて努力・継続しているわけでございます。しかしながら、昨今の産油、産ガス国のナショナリズムの台頭によりまして、海外での操業の厳しさを身につまされておりました、年々増してきている状況かと思えます。

ですから、国産の石油・天然ガスの国内消費に占める割合が現時点で0.3%とか、2.2%にとどまっていて、かつ減退しているということとか、それから近年、調査船「資源」によって取得された膨大な新探鉱データが出てきて、それによりまして我が国の周辺地域にも、技術革新も相まって新たなポテンシャルが見出されているというようなことを考え合わせますと、今こそ国内石油・天然ガスの探鉱開発促進にも注力していくということで、いまだ探鉱されずに残っている地域のポテンシャルを丁寧に確認していくということは、我が国のエネルギーの安定供給、安全保障の観点から大きな意味を持つと考えております。

ただし、既にご指摘のとおり、最近の低油価環境で収益性の確保が厳しい状況が長期化しております。民間企業の財務体質も低下しております。先ほどご指摘ありましたように、国内の周辺の海域の探鉱は非常にコストも高く、収益性を保つのは難しいという状況があります。国の予算にも限りがあるということは十分に理解しておりますけれども、支援制度をより効果的に活用して、基礎試錐を頻繁に行うということを含む石油・天然ガスの基礎調査を今まで以上に積極的かつ柔軟に実施することが必要かと考えます。

このために今後いろんな、先ほどのご指摘の問題点、課題がありますから、民間とも十分協議をされながら、改正鉱業法のレビュー並びに海洋基本計画、海洋エネルギー鉱物資源開発計画の改定作業が進むことを期待しております。

○橘川分科会長

豊田委員、お願いします。

○豊田委員

包括的なご説明、また、さまざまなご提案ありがとうございます。私のほうから2点だけ申し上げたい。1つは鉱業法の関連ですけれども、事務局がおっしゃるように、未処分鉱業出願は、大きな機会損失だという意味で問題だというご指摘、開発主体の新陳代謝を図るべきだというのはおっしゃるとおりだと思います。

さまざまなご提案があるわけですけれども、その際に一つの刺激を与えるということは、新し

い技術を入れるという観点から、むしろ安全保障への懸念はしっかり対処するという観点から、必要だと思います。更に、外資経営企業の参入がしやすいような条件をつくることが重要であろうというふうに思います。世界を見ていると、国内企業だけに頼ろうとしている国はうまく開発が進んでいないというのが実態でございますので、安全保障への懸念は十分対処すべきだと思いますけれども、特に技術力の観点から、むしろ外資系企業をエンカレッジできるような仕組みを考えていただきたいというふうに思います。

メタンハイドレート、これが2つ目でございます。国産資源開発という意味のみならず、どちらかという国内よりも海外での注目度が高いのではないかという気がいたします。海外で講演会や会議に出ているときに、よくこの質問を受けることがあります。今のご説明で平成30年代後半の商業化を目指すということでございますが、ぜひそれは着実に進めていただきたい。加えて、むしろ積極的に海外へアピールしていくことが重要なんじゃないかと思います。これは産ガス国に対して準備をしていただくということと、それ自身が次なる石油やガスの価格の高騰に対する牽制効果にもなっていくということだと思います。

過去40年～50年ぐらいのスパンで見ると、2回の大きな石油価格高騰があって、2回の大きな石油価格の低落があったということだと思います。次に石油価格の高騰があれば、メタンハイドレートの時代が来るという意識を持ってもらうことで、石油価格の高騰を抑えていくという意味でもメタンハイドレートというのは非常に重要な位置づけであろうと思います。単に着実に進めるだけではなくて、むしろアピールしていくということが重要ではないかと思います。

よろしくお願いします。

○橘川分科会長

ほかはいかがでしょうか。

じゃ、私もちょっと発言させていただきますが、2011年の鉱業法改正の委員としてかかわった者なんですけれども、たしか浦田先生が委員長だったと思うんですが、3.11直後で、私の印象だとどこへ行っても原発をめぐる民主党政権のもとで大論争がある中で、この話は割と国民的一致のもとで鉱業法改正が進んだという、何かすごくほっとするような審議会だったのを覚えていますが。その大きな流れの中で今回の措置がどうなのかというところの読み方を確認したほうが良いと思うんですけれども。きょうのご報告ですと、改正したけれども余り成果が上がっていないねというふうに聞こえちゃうと思うんですが、私はそうじゃないと思うんですね。

もともと11年に変えたときに、昭和20年代につくった法律、しかも漢字二字の法律で、本格的な改正がなかったのはこの法律が最後だなんて言われていたぐらいの大改正だったわけで、当時、尖閣列島の問題なんかは緊迫していました。外国船がどんどん日本の海域に平気で入って来る、

先願主義と結びついてという、まさに日本の国内資源が無防備の状況の中で手を打ったのがこの鉱業法の改正だったと思うわけですね。

それによって論点が整理されて、今回その整理された結果として問題点が見えてきたので、その問題点に手を打とうとしているということで、11年の改正と今回の一連の事柄は、11年に改正したからこそ問題が見えてきたというような前向きな整理にしたほうがいいのではないかと。11年の鉱業法を改正したとき、国際学会とかで説明しますと、やっと日本は本気になったのかと。今まで何でそんな無防備だったんだという質問をたくさんされたんです。それで豊田委員が言われたように、メタハイに対する注目とあわせてそのことが結構話題になったりしていたので、考え方としては、今、私が言ったような整理のほうがいいのではないかと。これ意見ですけどそう思います。

じゃ、よろしいですか。事務局から、幾つか質問も出たかと思うんですがどうでしょうか。

○森田燃料政策企画室長

貴重なご意見ありがとうございます。処分の扱い、あるいは一部慎重にしたほうがいいんじゃないか、人材育成の話、あとは企業の財務の状況、他方で外資を導入することにも一定の意義がある等々、意見をいただきました。一番最後に安全保障、あるいは前回改正のときのお言葉もいただきました。大変に貴重な意見ありがとうございます。

大きな考え方としては分科会長のおっしゃるとおりでございます、平成23年の改正の大きな目的というのはかなりの効果を上げているということでございます。やはり改正があったからこそ、きちんとした管理ができているというのは紛れもない事実であるというふうに認識してございます。

ただ、その方向性の中にあって、一部不活発であるという不具合もありますので、そのところは前向きな形で、さらに今のいい状態まで持っていきましたので、これを損なわない範囲において、さらによくするためにどのような措置が必要かという認識でございます。全くおっしゃるとおりであると認識してございます。

ありがとうございます。

○橘川分科会長

ではよろしいでしょうか。またもし追ってご意見がございましたら、後から言ってくださっても結構ですが、一応議事の2に進みたいと思います。石油の中下流政策の方向性についてということで、続きまして資料3のLNG市場戦略、今度の北九州の大臣会合で話題になったものですが、これについて、定光石天課長からご説明をお願いいたします。

○定光石油・天然ガス課長

お手元の資料の3-1、3-2に基づいてご説明させていただきます。

LNG市場戦略ということで、先ほどお話があったとおり、5月2日の北九州G7エネルギー大臣会合の場におきまして、経済産業大臣のほうからこのような形で、日本としても国際的なLNG市場の整備に向けて歩みを進めていくということを既に表明をさせていただいたもののポイントのご報告です。これ自体は既に大臣から発表をさせていただいたものなんですけれども、具体的なこれに基づくアクションというのはこれからのことだと思っておりますので、そこに当たってのご意見などをこの場でも頂戴できればというふうに思っております。

ポイントをお話しさせていただきますと、めくっていただきまして2ページ、1-2とありますけれども、日本と欧米の天然ガス価格差の動向ということで、ちょうど2000年代の後半以降、アメリカとの価格差が開き、それからヨーロッパとの価格差も開いてきている。最近、若干収れんの動きはあるんだけど、引き続き価格差が大きいと。

この原因の一つが、アメリカ、ヨーロッパでは、天然ガスに関する取り引きが自由に行われる市場が育ってきているということが一つの要因と。もう一つ、アメリカ自体はシェール革命というのがありますけれども、そういう価格差の原因があるのではないかと。これを是正する必要があるのではないかとという問題意識。

それから、ちょっと飛ばして4ページをごらんいただきますと、いわゆるシェールガス革命ということで、アメリカのガスの生産コストがかなり下がってきていると。最近10年間で大体コストが6分の1ぐらいに減ってきているということでもあります。アメリカの政府の中長期的なガスの値段の見通しを見ましても、原油価格に比べてガスのほうは安く低位安定すると。デカップルが進むというようなことも言われているところがございます。この安いガスのメリットをどうやって日本、そしてアジアとして享受していくかというのがもう一つの問題意識です。

それから5ページのほうをごらんいただきますと、いわゆるLNGの需要というのは、これからグローバルにかなりまだ引き続き伸びていくということ。量に加えて、LNGを使う国というのがここ数年もかなり、パキスタン、シンガポール等広がってきましたけれども、これからますますアジア、ヨーロッパ、それから中南米等に広がっていくこととございます。

これと関連しまして8ページのほうをごらんいただきますと、今まで欧州、北米、アジアに分断されておりましたいわゆる天然ガスのマーケットが、トレードされるようになるLNGによって相互に接続していくと。この接続の環境をより整備していくと、先ほどの価格差の裁定が働くようなきっかけがつかめるのではないかと。そういう中でやはりアジアの需要が多いと。しばらくは日本がその中でもトップの輸入国になるということで、そういう流れを日本の周辺にも集めていくと。日本も価格形成の拠点になっていくことを目指していくべき大きなとき

に差しかかっているのではないかということです。ご案内のとおり、シンガポール、上海等でもLNGの価格形成の拠点を目指していこうという動きがあるところでございます。

9ページをごらんいただきますと、そういうことを踏まえて今後の大きな目標としては、長期契約をより短期スポットの活用。それから仕向地条項、これはより自由にしていく。油価連動、これはLNGの需給を反映したプライスシグナルを実現していくべきではないかということ。こういうことをグローバルに達成して流動性の高いLNG市場と。それから2020年の前半ぐらいには、日本もこういう取り引きの集積価格形成の拠点、ハブを目指していくべきではないかという大きな目標を掲げているところです。

ちょっと飛ばして11ページですけれども、そのためには、このLNG戦略をつくる前に実は企業の有識者の方々にお集まりいただきまして、エネ研にも事務局を務めていただいているいろいろ勉強会をやったり、欧米の市場の状況も調査をしてみたいわけですが、やはり海外の方、それから国内の方、共通しておっしゃるのは、やっぱりこの3要素ですね。

第1に自由にLNGが取り引きされるトレーダブルな環境をつくる。それからそれを支えるオープンなインフラが十分にあること。それから価格シグナルが働いていること。これがある種、三位一体となってマーケットが発展して行き得るんだろうけれども、日本ではまだ課題がありまますよねということでございます。

そのために具体的な行動というのが12ページ以降、特に13、14ページに記載させていただいております。

一つ一つは特に新しい話ではないのかもしれませんが、ご紹介しますと、13ページ、仕向地条項の撤廃・緩和。これはいろいろグローバルな消費国とのアライアンスを強めていくと。それからヨーロッパでは競争法上これは問題だということやっておりますけれども、そういうヨーロッパの動きも参考にしながら、仕向地条項の撤廃に向けた運動を進めていく。

2点目、これは一つの課題としては、こういうLNGのある種、値段が下がっている状況というのは、他方でこれからちゃんと順調にプロジェクトが立ち上がってくるのかという懸念も出ています。他方で、今まさに日本なんかでは自由化が進んでおりまして、電力会社さん、ガス会社さんはより柔軟な、かつてのような長期契約をたくさんのポジション、コミットするということはだんだんできなくなってきていると。非常にチャレンジングな環境にファイナンスの面で置かれているのかなというふうに思っております。

そういういろんなマーケットが大きく切りかわろうとしている状況にあるということを踏まえて、JBICさん、それからNEXIさんのファイナンスのあり方をよく検討していこうではないかということも、このアクションの中には大事な要素として盛り込んでおります。あとは、こ

の場でもガス協会さんからご指摘ありましたけれども、需要開拓、まさに市場そのものの厚みを広げていくことが重要である。それから船と港の整合性審査をスムーズにしていく。

それから14ページのほうに行きますと、やはり価格シグナルをつくっていくということが大事でして、今、Plattsさん、Argusさん、RIMさんが価格指標を出していますけれども、どれも一長一短あると。若干、Plattsさんのが頭1つ、2つ抜きん出ているという感じは最近ありますけれども、まだ一長一短あるので、基本的にはそういう複数の指標の適切な競争を促していくと。

そのためには、やはりマーケットのプレーヤーの方々がそれを積極的に、守秘義務もいろいろあるんでしょけれども、情報を開示して、油では皆さんこういう価格情報機関に情報を出しておられるということなので、そうやってかかわりながら市場を育てていくということも本部のほうでは提言させていただいております。

それからTOCOMですね、これについても若干、今マーケットは一応オープンになっていますけれども、実績が1件しかないという状況がありますので、そこについての改革を促していくということも重要かと思っております。

その次のいわゆるインフラの整備ですけれども、これはやはりIEAも日本について指摘をしておりました。やはりLNG基地のオープンアクセスの問題、地下貯蔵、それから広域のパイプライン、オープンなものが十分な量で出てこないといろんな需給の余裕が生まれてきません。いろんな多様なプレーヤーが入って取り引きが起きていくということも十分見込めないと。これがなくてもある程度の市場はできるのかもしれませんが、より洗練された市場をつくっていくという観点では、やはり中長期的にインフラを整備していくということも重要な課題なのではないか。そのための公的支援、制度的枠組みを検討していくということも入っております。

大きなポイントは以上でありますけれども、大きな方向性とそのターゲットを大臣が示したということで、これを踏まえて今後いろんな個々のいろんな制度改正ですとか、予算等の議論、それからもう少しいろんな国際的なフォーラムで関係業界の方々とも連携をさせていただいてと、いろんな各論のアクションに今後つながっていくと思っておりますけれども、この一部にも書いていますけれども、市場をつくるのは民間企業の皆様が主役だというふうに思っておりますので、引き続きいろんご指導をいただければと。我々もできる限りの側面支援、バックアップをさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

どうもありがとうございました。

○橘川分科会長

どうもありがとうございました。

それではただいまの資料3、定光さんの報告を踏まえまして、ご意見、ご質問を賜りたいと思

います。いかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員

ありがとうございます。大変具体的なところまで踏み込んだアクションだと思うんですけども、大臣会合でこの方向性、基本的には報道を見る限りでは賛同いただいたというふうに聞いているんですが、個別なところで国の間で議論があったりとか、一部対立があったようなことがあったら教えていただきたいんですが。

○橘川分科会長

もしすぐお答えできれば、いかがでしょうか。

○定光石油・天然ガス課長

基本的にはおおむね賛同いただきました。実は今、G7のメンバーでは非常にLNG市場というのが共通テーマになってきておりまして、ある種、一番先に動いていたのがヨーロッパ、EUがことしの2月にLNG戦略というものを出しました。これはご案内のとおり、ウクライナの問題以降、ロシアへのパイプラインガスの一極依存、これを何とか解消していきたいと。それからヨーロッパから見ても、アメリカからシェールガスが出てくるとするのはヨーロッパに対する大きな牽制材料になるということで、LNG市場の整備を関係国と連携して進めていきたいということをEUが非常に強く言い出していましたので、日本のこういう考え方については非常に賛成であるというふうにおっしゃっていただきました。

あとは、主要国でいきますとアメリカ、カナダですけれども、アメリカにつきましては基本的には彼らはこれからシェールガスをたくさん世界に輸出していきたいという国なので、なおかつアメリカのシェールガスはいわゆる一部の、カタールですとか、オーストラリアの従来のガスと比べて仕向地条項なしで自由に動き回るガスなものですから、アメリカとしても基本的には歓迎をしていただいていたのかなと思います。カナダについても、基本的にはアメリカによく準じたご意見でおられたのかなというふうに思っております。

一つ、余りこれはどこの国というのを具体的に申し上げると政府間の話なので差し障りがあるんですけども、議論があったのは、この市場の整備というものに官がどこまでかかわっていくんだと。やはり欧米ですと市場というのは自然に民間プレーヤーが育てていく、構築していくものだという議論があって、国民のいろんな契約にどこまで国が入っていくのだという議論は一部ありましたけれども、そこはあくまでも原則はそうだと。でもまあ、ある種ファシリテーションという官の役割もあるのではないかとということで、その点についても一応皆さんの意見の一致が得られたということでございます。

○橘川分科会長

よろしいでしょうか。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員

詳細なご説明ありがとうございます。LNG市場というとアジアプレミアムが思い浮かびます。ひとりのアジアプレミアムは原油価格の低下によって小さくなっているのは事実ですが、何でアジアプレミアムが生じたのかというと、アジアに健全なLNG市場が存在していなかったからだと思います。

アジアにおける健全なLNG市場というのは、透明性と流動性のある市場ということだと思います。そういうものをつくるためには、今が、2つの理由で最もよい機会が到来していると思います。1つはLNG需給要が緩和していて、かつしばらく緩和し続けていて、買い手市場になっているということだと思います。

もう一つはまさに今、定光課長がご説明したヨーロッパもアジアの市場に大きな関心を抱いているということだと思います。背景は恐らくウクライナ危機で、むしろヨーロッパにしてみると、ガスの輸入先の多角化を図るという意味で、アジアの市場のLNGも含めて確保することに意義があるというふうに思っており、安全保障という観点から重視しているのだらうと思います。

そういう中で今回G7の合意も出て、そこにも明確にいろいろなことが書いているわけですから、ぜひこのチャンスを生かして、官民協力の下で、健全な市場をつくっていただきたいというふうに思います。

その関係で一つだけちょっとハイライトして申し上げたいんですけども、透明性・流動性を高めるという意味で、鍵になることは仕向地条項の撤廃なんだろうというふうに思います。これは基本的には民間同士の契約ではありますが、政府としてもぜひしっかり見ていただく必要があるんじゃないかと。

それを申し上げるのも、欧州では仕向地条項自身が競争法への整合性を欠いているという視点から、政府も関与して、廃止していった経緯があるからです。ぜひEUともそういう視点からの意見交換、情報交換をしていただくとともに、アジアにおける同じ輸入国、日本に加えて韓国、中国、そしてインド、そういった国とも民間の企業では当然利用されていると思いますけれども、政府間でも意見交換、情報交換を深めていただきたい。統一のポジションをつくっていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○橘川分科会長

柏木委員、お願いします。

○柏木委員

この間の林大臣のエネルギー会合で、こういう大型な政策提言が世界に向けて出されたということは私は非常にいいことだというふうに評価しているわけです。その背景を考えると、シェールガスのような形でガス産出国が多岐にわたってプレーヤーがふえてきたと。プレーヤーが少なければハブをつくったってこれはもう始まりませんけれども、プレーヤーがふえてきたということは、やはりハブ機構を日本のどこかに置くということは非常に重要だというふうに思ったわけです。

そういう意味では、今、時期的には非常に、オイルリンクを外すいいチャンスが訪れたと。今、豊田委員もおっしゃっていたように、仕向地の条項等もある意味ではあるけれども、これに政府が絡んでうまく外せて、オイルリンク等も外せるということになりますと、天然ガスの一層のガスシフトということが今の世の中で進んでいますから、ある意味では非常に大きな力になってくるだろうと思うんですけども。

一方において、この14ページに書いてありますように基地をどうするかと。もちろん民間の基地を開放と。今、ガスシステム改革で民間の有する電力・ガスが持っておられる基地がありますね。この基地が空いているときは少し貸し出しをしろというような案件を、今、検討中でありますし、こういうことともリンクをしていきますし、だけれどもそれほど民間でつくっている基地に空きがあるわけでもない。

ということになりますと、やはりこのハブをつくるということになれば、もちろん自分が出てくる、消費地は持っているわけですけども、それは韓国でも消費地があるし。このトレーディング用の基地をどう考えていくかということが極めて重要で、ここに書いてありますように官の役割として、この14ページの「オープンかつ十分なインフラ整備」の中で、2番目のところに「官」と書いてあって、オープンなLNG基地、広域パイプラインと。パイプラインも今、二重導管規制の緩和を政府が提案をしておられて、ディスカッションしている最中ですけども、広域パイプラインをどうやって、これ民間がやるというふうに普通は考えますけれども、ここでいうとそういうハブ機構を日本で本格的に展開して、それを韓国、中国等、ほかの国へも日本から安いときに買って置いて、このトレーディング基地にためて、そして余り空きのないような形で足をすくわれないような形でプレーヤーの多くから安いものを買ってためて、それで自分たちで使いながら、かつほかの国へも適切な価格で売りさばっていくという市場原理によって決めていくということはある意味では非常に重要なんですけれども、かなめはオープンなトレーディング用の基地を誰がどういう形で担保していくのかと。それは民が少し払って、官が少しそれをバツ

クアップしていく。ここら辺の具体的なアクションプログラムというのはちょっとまだ見えていないので、そこら辺を少し明確にさせていただきたいということです。

ここに2020年前半にこのハブをつくりたいと書いてありますから、一応タイムテーブル的にはこれから6～7年というふうな形で考えると、マイルストーンとしてどういうふうな考え方なのかというのを知りたい。

以上です。

○橘川分科会長

幡場委員、お願いします。

○幡場委員

ありがとうございます。都市ガス業界として若干簡単にコメントをさせていただきたいと思えます。まず、天然ガスが今後ますます役割を拡大していくと。そういうエネルギー源であるという位置づけで、エネルギー基本計画の考え方が示されておりますけれども、それを踏まえて今回このようなLNGの市場戦略が取りまとめられたと。これに対しまして私どもLNGの担い手の一人として大変真摯に受けとめているところでございます。

このLNGの市場戦略の推進に当たりましては、この本部にもLNG市場の流動性の拡大と、取り引きハブの必要性が相互に、言ってみればリンクしていて、鶏と卵というような表現もされておりましたけれども、やっぱりそういう制約があるんだと思います。

今、先生からもトレーディングのような話も出ましたけれども、基本的には私どもまず国内的なベースとなる天然ガスの需要の拡大、それを強力的に推進すること。それからもう一つは思い切った天然ガスシフトを通じて、国内市場をベースとした厚みを増すこと。これが制約の解決、制約を解いていく一番近道ではないかなというふうに考えております。

同時に、天然ガスシフトは国土強靱化でありますとか、地方創生にも寄与するというふうに各方面から位置づけられております。このことから、天然ガス需要拡大に資するコージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの推進、あるいは輸送用のLNG需要の開拓、拡大に向けた政策の展開を期待しておりますし、また今少しお話が出ましたような基地ですとか、パイプラインの利用拡大、拡充整備、こうした問題につきましては保安の維持、あるいは安定供給の確保ということを前提とした上で、ぜひ補助金等を含めた官からの支援、これもぜひお願いを申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○橘川分科会長

ほかはいかがでしょうか。

私もちょっと発言させていただきたいと思います。確かに柏木委員も言われましたけれども、今度のG7に向けてのエネルギー大臣会議で日本は何を言うのかって非常に注目していました。環境大臣のほうで省エネはある意味で持っていかれちゃったというのは変だけど、というのは確かだったけど、エネルギー何を切り出すのかと思ったらLNGだったので最初びっくりしたんですね。LNGって、G7の中で直接かわりそうなのは日本だけとっていましたから。

ところが、先ほど定光さんが言われたように、ヨーロッパの流れは非常に変わってきているというところでこれが出てきた。そういう意味で非常にスピーディーに日本政府としては珍しくという失礼かもしれないけれども、このG7のエネルギー会議を使ったというところは非常によかったんじゃないかと思います。

それはよかったです、やるからにはどれぐらい本気かということをちょっと事務局に聞きたいんですけども、かなりのマグニチュードがないとできないと思うんですね。まず一つ、この日本を中心にアジアのハブをつくるとなると、相当規模の投資といいますか、トレーディングハブが必要になりますけれども、現状8,800万トンの天然ガスが、天然ガスシフトをやった上でのエネルギーミックスの2030年のでき上がりの姿、一次エネルギーのところで出てきますけど、6,200万トンになっているわけです。8,800万トンが6,200万トンになっていくっていう、減っていくような状況で、そもそも天然ガスシフトのエネ基なのか、ミックスなのか自体が怪しいと思いますけれども、そういう全体の市場のシュリンクしていくイメージの中で日本をハブにするという話をしたところでどれぐらいリアリティーがあるのか。ここがところが多分一番普通に考えて疑問点だと思います。

もう一つは新潟です、キーワードは。多分、日本で何らかのハブをやるとすると、保安の規制だとか、1Dだとかいろいろありますし、港も、この間できた東ガスの日立の最新鋭の世界最大級でも17万7,000m³しか入らないわけですね。QmaxもQflexもつかないわけでありまして、アジアのハブだったらやっぱりQmaxとかQflexでどんと持ってきて小分けしていくというような機能が必要なんじゃないかと思うんですが、そこに労務のいろいろ規制なんかがある状況の中で、本気でやろうとするときに一つの目安が新潟の天然ガスの穴、そこに埋めていくという話だと思うんですが、そうなってきますと新潟県とのさまざまな調整、パイプラインも関東と新潟だけをつなごうという方向がガスシステム改革でも出てきていますけれども、そこに柏崎刈羽の再稼働の問題とかもありまして、新潟の地域との総合的な原発も含めて、この天然ガスの問題も含めて、踏み込んだ調整が必要だと思うんですけども、何か余りそういう動きがあるわけではない。この新潟県との調整が始まらない限り、私はこのプロジェクトは本気ではないように見えるんです。そこら辺のところはどうかという、この2点をちょっとお伺いしたいと思います。

現実的には、いただいた資料の5ページで、どんどんこれからLNGの輸入が始まるという図を見ましても、アジアを見ていますとやっぱり南なんですよ。南のほうにどんどんLNGが開けていくときに、なかなか、今、日本をハブにしていくというためには特別な手立てが必要だと思います。そこら辺であえてちょっと、方向性は非常に支持するんですが、現実性の問題として、今の2点ぐらいのところまでどれぐらいやる気があるのか。例えば、最初のほうの天然ガスシフトの話だったら、LNG火力をベースロード電源に入れるというようなことまでお考えなのかどうか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それじゃ、一旦事務局で。

○定光石油・天然ガス課長

柏木先生の、まずトレーディング用の基地についてのアクションプラン、これについては大事な問題だと我々も思っております、ガスシステム改革の議論と整合性を図りながら、これからどういうふうに必要な量を確保していくかというのは、これからの大きなイシューになってくるだろうというふうに思っております。

それから橘川先生のほうからもいただきました、どれぐらい本気なのかと。新潟との関係ににつきましては、今、新潟県も地下貯蔵を活性化して日本の天然ガスのハブになるぞというビジョンを、県がまさに知事肝入りで打ち出しているという状況であります。これからどういう形で調整に入っていくんだというところは、我々も一つの大きな課題だとは思っております。

橘川先生いつもおっしゃいますけれども、この目標を本当に実現しようと思うと、いろんなエネルギー政策のいろんな全体の中での調整をどう考えていくかということにかかってくるだろうというふうに我々も、少なくとも私、石油・天然ガスの利用拡大を担当している者としては、とにかく天然ガスの利用拡大だと。まさに需要の層を厚くしていくんだと。ハブだということを最大限押し進めたいというふうに思っておりますし、そのためには本気でいろんな利害関係者との調整ということもあるんでしょうし、いろんな制度整備ですとか、予算の確保ということもあるんでしょう。当然これは恐らくエネルギーミックスをこれからどう考えていくかという問題にも波及していくであろうと。

非常に大きな方向性は出たんですけども、それを実行していくにはまたさらなる大きな、今までの政策の方針転換が必要になってくるのではないかということは私も認識はしているところでありますけれども、これは天然ガスのことだけ主張するわけにもいかないのが資源エネルギー庁でありまして、また「4階があつたり、5階があつたり」という、橘川先生のいつものいろいろ兼ね合いもありますので、その中でちょっと私としては頑張りますということしか今ここでは答えられないんですけども、ぜひ全体の中で天然ガスの利用が一層拡大するような、まさにこの

チャンスを生かしていけるような形で進めていきたいというふうに思っております。

○橘川分科会長

ほかにかがでしょうか。

それじゃ、またこれも後ほど戻ることも可ということで、先に進んでいきたいと思います。

それでは議題の2番目の一部と3番目、平成28年熊本地震に関する状況ということで、資料4と資料5について説明していただきたいと思います。

○風木資源・燃料部政策課長

分科会長、ありがとうございます。それでは資料の4と5、石油の中下流部門の政策と、それから熊本地震につきまして、まず最初の資料4をめくっていただきまして、最初2枚を全体にまたがる全体像でございますので私のほうからご説明しまして、その後、精製に係る部門を石油精製備蓄課長から、それから流通に係る論点を石油流通課長から、それからLPの関係をLP政策担当企画官から、それぞれ詳しく目にご説明させていただきたいと思います。それから最後、私のほうから、今回の熊本地震における緊急石油供給についての現状をご説明させていただきたいと思います。では、まず最初の資料4の最初の2枚を見ていただければと思います。

石油中下流部門の調達・精製・流通・販売における政策目標でございます。石油中下流部門につきまして、ガソリン等の石油製品について低廉な価格で、平時・危機時を問わず全国各地に安定供給することが当然の政策目標であります。この達成に向けて以下の対策が重要だということで、改めてこの3つのくくりで整理をさせていただきました。

1つは石油サプライチェーンの生産性の向上、製油所、商流・物流網、SS、それぞれについての生産性向上が重要であると。下にイメージ図が描いてございます。

それから2つ目としましては、公正・透明な市場形成と取引環境の整備が重要であると。さらには3番目としまして、市場機能の補完として、災害等の危機対策やSSの過疎地対策等の公益的課題へ対応していく必要があるということでございます。

その具体的なメニューを次の2ページに俯瞰させていただいております。

1つ目が石油サプライチェーンの生産性向上でございますが、右に行っていただきまして、調達・精製でありますと、製油所の生産性向上ということで、精製可能な原油油種の拡大でありますとか、精製プロセスの高付加価値化、あるいは稼働率・稼働信頼性の向上、それから抜本的な省エネの推進、こういった政策課題を、これまでも取り組んできたんですが、なお一層重要であると。

それから流通・販売、右のほうに行きますが、ガソリン等流通の経営力の強化ということで、ガソリン等の共同調達や仕入れ先多角化、共同配送等の物流合理化、徹底した地域・顧客ニーズ

に対応した価値創造型のSS経営、こういった課題が重要であると。

次に2ポツのところでございます。公正・透明な市場形成と取引環境整備ですが、これはガソリン等石油製品とそれからLPを分けております。石油製品については、いわゆる事後調整（卸価格の事後的な修正）に係る基準の明確化の問題。あるいは信頼性の高いガソリン等の卸価格指標の構築と透明な卸価格の形成。あるいは公取等と連携しました公正なガソリン等の取引環境の整備、ルール、ガイドラインの整備等、こういった課題がございます。

それからLPガスについては、これまでワーキングで議論させていただいているとおりであります。一般消費者に対する標準的料金メニューの公表加速化に向けた料金の透明化の問題。それからFRP容器を使った新たなサービスの提供、こうしたものでございます。

それから3番目、市場機能の補完であります。大きく2つ書いております。1つが災害等の危機対策の強化ということで、熊本地震でこれはハイライトされますので、後で詳しく述べたいと思います。さらには国家備蓄・民間備蓄等の一層の効率化、これについて取り組んでまいります。

次に(2)としてはSSの過疎地対策で、これも全国各地への安定供給という観点から詳しくご説明させていただきたいと思っております。

では、以下の精製のほうから、課題を詳細ご説明させていただきます。

○岩永石油精製備蓄課長

精製備蓄課長、岩永でございます。ページをおめくりいただきまして、3ページ以降でございますけれども、まず最初1つ目の柱の、特に製油所におきます生産性の向上ということでございます。前半は製油所を取り巻く最近の事業環境の状況、そして後半に、その製油所の生産性の向上の方向性ということで資料を用意しております。

4ページですけれども、最近の事業環境、特に国内の石油製品需要、それから精製能力の変化でございますけれども、国内の石油製品の需要、これは減少傾向。その中で来年の3月にエネルギー供給構造高度化法のいわゆる二次告示の期間が終了いたします。各社、装備率の改善目標というのを全て原油の処理能力の削減という形で仮に対応した場合には、国内の製油所の稼働率というのは約85%に回復するということが見込まれている状況でございます。

とはいえ、その後さらに中長期的に国内の需要というのは引き続き減少傾向という見通しの中で、石油コンビナート内で隣接する製油所間の連携、あるいは設備の廃棄も含めての設備の最適化、あるいは石油化学工場等との高付加価値化のための連携といった事業再編による生産性向上の取り組みが継続されることが必要な状況というふうに認識をしております。

そういう内需の減少に対して、例えば輸出を含めて稼働率を確保していけるかということにな

ってくるかと思えますけれども、海外の状況を見てみますと、次のページ、5ページでございます。中東、アジア、今後も引き続き精製能力拡充がなされていく見込みということでございます。

こうした域内の需要を上回る精製能力の拡大のスピードと、中東、アジアともに例えば軽油であるとか、ジェット燃料といったものは域内に輸出余力が生じていくというような状況になっていくというふうに見込まれます。そういう中で国内の製油所が競争の中で生き残っていくというためには、その競争力の向上にさらに取り組んでいく必要があるということでございます。

それでは製油所の競争というのは実際どういう状況かということが6ページ目でございますけれども、製油所の生産性の指標として、例えば稼働信頼性でありますとか、操業コスト、エネルギーコスト、精製能力の規模、こういった各要素で見えていきますと、やはり韓国等の輸出型の製油所との関係では、我が国の製油所というのはやはり劣後しているという状況の中で、こうしたそれぞれの指標の改善というものに取り組んでいながら生産性を高めていくという必要があるのではないかとこのように見えております。

そういった中で7ページでございますけれども、原油の調達環境の変化ということを取り上げさせていただいております。右下の絵をごらんいただいておわかりいただけますように、石油製品の生産コストの大部分、これは原油のコストということになってまいりますので、より安い原油を柔軟に調達し、精製できるということになるというのが、国内の製油所の生産性向上に資するというようになってまいります。

我が国が輸入する原油というのは中東の原油が中心でございますけれども、近年はロシアの輸入比率も増加をしていると。さらに足元の状況としては、ことしに入って米国からの原油の輸出が解禁されたというようなことも含めて、原油の調達先の多角化というものが進んでいる、あるいは進め得る状況にあるということでございまして、今後、原油の輸出の各地域の、あるいは国の輸出余力や可採年数、さらには消費地であります日本までの輸送距離等々も当然勘案しつつということでございますけれども、より安価な原油の精製可能性を拡大させるということで生産性を向上させていくことが必要ではないかということでございます。

ちょっと参考でございますが、8ページ、世界の原油取引の流れと東アジア各国の調達先ということで図を示させていただいておりますが、興味深いのは、改めてということになりますが、左側の図でございますけれども、まさに地域別に見ますと、どこに輸出余力があるのかということですが、これはまず1番目に圧倒的に中東でございます。それに続いてロシア、さらには西アフリカや若干、中南米ということになってまいりますので、さらにその消費地との距離も踏まえて考えると、我が国もそうですし、隣の韓国や台湾といったところも中東からの輸入割合というのが8割を超えてくると、おのずとそういった状況にはなってくるというところはござい

ます。一方でロシアの割合も上がってきていると。一方で中国は、こういった中東、ロシアへの依存度も高いですけれども、同時にアフリカとか中南米というところの輸入も大きくなっているということでございます。

後半、今度、製油所の生産性をどうやって向上させていくのか、その方向性ということでございますけれども、先ほどアジアの国との比較ということでちょっと要素を述べましたけれども、まずはその設備の最適化、高付加価値化というのを進めていくということが一つかなと。

具体的には国内の石油製品需要が減っていくという状況の中では、引き続き過剰精製能力の削減でありますとか、あるいはコンビナート内の連携強化、そういった事業再編の取り組みを進めていく必要はあるだろうということでございます。この二次告示の対応というの、選択と集中という形で、製油所の生産性をより向上させるという形でなされることが期待されると考えているところでございます。

また10ページ目でございますけれども、設備の稼働率、あるいは稼働信頼性というもの、これが左のグラフからも、これもよく見るグラフですけれども、改めておわかりいただけますように、韓国等の輸出型の製油所に比べますと、国内の製油所の設備稼働率は非常に劣後していると言わざるを得ません。

定期補修等における設備の補修であるとか、予定外の補修等による設備の停止期間、こういったものを短くしていくということで、稼働信頼性を向上していくということがやはり必要であるのではないかと。その際に、日々蓄積されるビッグデータでありますとか、あるいはIoT技術の活用といった形で、その解析等を通じまして自主保安の高度化を進める。さらには定期補修の期間のあり方についても検討していくということが改めて必要ではないかというふうに提起させていただきたいと思っております。

さらに11ページ目でございますけれども、省エネというものがやはり操業コストの中では非常に大きな部分を占めております。エネルギーの使用が。そういう意味ではエネルギーの効率というものを高めていく必要がある。これも韓国等の製油所に比べますと劣後しているということでございます。例えば省エネ投資の回収期間についての考え方、ある程度、今以上に長期の回収期間がかかるとしても、これを積極的に投資していくであるとか、あるいはエンジニアリング会社との連携等で技術開発を進めていくといった中長期的な視座での取り組みということをしていく必要があるのではないかとということでございます。

最後に12ページ目でございますけれども、先ほど来、原油の調達のお話をさせていただきましたけれども、まさに製油所において、精製可能な原油の油種というものを拡大していく。足元、重軽格差が小さくなっているという動きもございますけれども、各産油国、あるいは地政学的な

リスクであるとか、先ほど申し上げました輸出余力、さらには距離といったものも踏まえながらも、そういう中で平時においても製油所の生産性の向上に資するような、そういった原油油種の精製可能性というものの拡大というものを図っていくことによって競争力を高めていくということが必要ではないか。例えば超重質、あるいは超高硫黄といった原油等の処理を効率的に実現できるような設備投資というものも含め、あるいはコンビナート規模でのそういった設備の共同利用ということも含めて検討していくということがあり得るのではないかとということを提起させていただいております。

私のほうからは以上でございます。

○佐合石油流通課長

石油流通課長の佐合でございます。私のほうからは、今、岩永課長からございました石油の精製部門の後のところでございます。石油の流通、SS周りのいわゆる石油市場の下流の部分の生産性向上というところが一つと、それから中流、下流、両方に共通する課題なんですけれども、この生産性向上を図るに当たって、公正な取引環境を整備しなくてはいかんという、マーケット整備のところは2つ目でございます。この後段のマーケット整備のところは、私どもの石油のところと、あとLPの関係は別途ワーキングの開催をしております、その結果を含めて田久保企画官のほうから説明をしていただこうと思っております。

それでは、私のパートとして14ページ目でございます。まずSS下流流通周りの経営強化の必要性でございます。

言うまでもないですけれども、石油流通業の使命、これは全国の需要家に対して安定的にかつ効率的に石油製品を必要なときに供給するということとあります。そのためには将来の再投資ができるような経営体として経営を継続する必要があるということかと思っております。よって各SS事業者においては、収益力強化や生産性向上、こうしたものを通じたさらなる経営力の強化が求められるのではないかと問題提起でございます。

参考までに書かせていただいておりますけれども、ガソリン販売業の営業利益率、平均でいうと0.9%、小売業全体でいうと2.2%ということで、かなり一般の小売業に比べて少ないと。これは扱っている商品も単品でございますし、業態も違いますから、単純な比較はできませんけれども、少し収益力が低いのではないかとということかと思っております。

一方でアメリカで見ますと、ガソリン単体で見ると、①のほうにグラフを出しておりますけれども、ガソリンの小売マージン、実はアメリカのほうが少ないんですが、これは大半のSSではやはり量もさばっていることもあるんですが、コンビニを併設するとかいうことで、企業体として経営を継続できるような、ある意味での兼業ビジネス、こういったものを通じた付加価値を生

み出すビジネスモデルというのが確立されているということが一つの要因かと思っております。

日本におきましても、②のほうにございますけれども、SS 専業の事業者の方と、兼業事業者の方と、平均的な営業利益率というのを見ると、やはり兼業事業者のほうが営業利益率は高い傾向にあるということでもあります。我が国の1 SS 当たりの平均販売量、これは年々増加しているということでもあるんですけれども、やはりアメリカ、ヨーロッパなどの水準と比べるとこれはまだ少ない状況であります。

これはいろいろな要因がございますので単純な比較はできないんですけれども、そういった中で経営力を強化するということでは、もちろん販売量をふやしていくというのも一つではありますが、そのみに頼るのではなくて、今はやりのデザイン経営ではないですが、顧客や地域のニーズに応えられるような多角的なビジネス展開をするというのが一つではないでしょうかということでもあります。

また、加えまして、共同仕入れ・物流合理化、こういったことによる生産性向上、これは当然取り組むべきではないかということでもあります。

1 ページめくっていただいて、15 ページでございます。生産性向上の一つの方策として考えていくと、2 つ数字がございますけれども、これは仕入れと単価が販売数量とどう関係をしているかということなんです、販売数量が多いほど当然のことながらボリュームインセンティブが働きますので、仕入単価は安価になっているという状況でございます。

それから複数のSS 給油所を営んでいる事業者のほうが赤字比率が低減していく傾向が見られるということでもあります。こういったことを踏まえると、SS の経営力強化、生産性向上のためには、なかなかSS の事業者の方は中小企業も多くて難しい側面もあると思うんですが、流通段階での経営統合や集約化、これは元売の方も大きな統合をされておりますし、そういうことも少し念頭に置く。あるいはそこまで行かなくても、業務提携や必要な物流の合理化、共同調達、共同仕入れ、そういったことを事業の手法として検討していくべきではないかということがございます。

16 ページ目でございますけれども、共同仕入れ等による生産性向上策の事例ということで、簡単に触れさせていただいております。

1 つ、共同仕入れということでございます。ボランタリーチェーン型なんて書いてございますけれども、これはフランチャイズチェーンとはまたちょっと違った形式のビジネスの形態でありまして、小売サイドが、それぞれの小売の事業者の経営の自主性をフランチャイズよりもより維持しながら、その小売が共同で卸機能を集約化して、調達機能を高めるといったような取り組みでございます。

そういう意味では、日本の中では有名なところでは全日食チェーンという、食料品店小売店のチェーン展開をしているところがございますが、例えば他業種に見られるそういった事例を取り入れて、経営の生産性向上を高めていくというのが一つではないかということでもあります。

また、物流合理化、これも書かせていただいておりますけれども、実際にいろいろな事業者の方も物流の合理化に取り組んでおられますが、貯蔵タンクや配送ローリー、これを共同利用するというので、自社で個別に需要家に届けるよりも、1つの大型のローリーで需要家を回って運ぶことによってコスト削減にもなるし、また設備の稼働率も向上できるというような取り組みも考えていくべきではないかということでもあります。

17ページ目、めくっていただいて、今後のSS経営の目指すべき方向性、8類型と書いてございますが、実は平成27年度、昨年度ですけれども、私どものほうで、SS経営力強化検討会というのを事業者の方を中心に集まっていたいて、さまざまな事例を検討いたしました。

またその流れで、今お手元にお配りしておりますSS経営優秀事例100選という、全国のSSの事業者の方でさまざまな経営をされている方がいらっしゃるの、各県の石油組合ほか、事業者の方から推薦をいただいて、100事例をピックアップしたものであります。読み物としてちょっとおもしろいので、重たい資料になりますけれどもお持ち帰りいただいて、ざっと眺めていただければありがたいと思いますけれども、この100選においては固定の経営力を強化するというのが一つの類型。それから2つ目として他社と連携しながら企業体としての競争力を高めていくというのが2つ目。それから3つ目として、少子高齢化社会や環境問題など、社会的課題や地域のニーズに対応した経営をする方法。それから人材力、これはダイバーシティと言っておりますけれども、それを活用した経営ということで、4つの類型に分けながら整理をいたしました。

中にはSS下流部門でミャンマーに展開をする事業者の方、あるいは社会的な課題に応えるという意味では、過疎地域において灯油の配送をしながら高齢者の見回りサービスを提供する方、場合によっては障がい者の方を雇用して、その方たちに雇用の場を提供しながら経営を継続する事業者。もちろん徹底的に業務の効率化を進めるということで、共同配送、共同購入、あるいは顧客ニーズに対応するというので、単なる給油事業だけではなくて、車検、板金、塗装、あるいは新車・中古車の販売業務、まさに車のワンストップサービスとして経営を徹底されている方、いろいろな方がいらっしゃいます。こういう事例をよい事例として、他社の中で優れた取り組みというのをお互いのノウハウとして共有できるところは共有しながら、それぞれの経営を磨いていただければなというふうに思っております。

こういった検討を踏まえて大きく2つ、ここでは類型を示させていただいております。ちょっと見えにくくて恐縮なんですけれども、左側が地域・顧客のニーズに対応する価値創造型という

ふうに書いてございますけれども、要するに単に安く売るだけではなくて、さまざまなサービス、顧客がニーズに対応した付加価値の高いサービスを提供しながら経営力を強化する。

片方では、2ポツでございますけれども、燃料油販売を徹底して効率化する生産性向上型ということであります。経営体として経営基盤を強化していくというのは、付加価値の高いサービスを提供する方向と、それから当然のことながらコストを削減していく。いろんなやり方があると思いますけれども、そういった方向で大きな方向性を見定めながら、S Sの事業者の方にもさらに経営力強化に努めていただく必要があるのではないかとということでございます。

続きましてマーケット整備のほうでございますけれども、19ページ目をごらんいただければと思います。

日本の石油流通構造の課題というふうに書かせていただいております。なかなか一般には聞きなれない言葉かもしれませんが、業転格差、事後調整といったことを書かせていただいております。この図をちょっとごらんになっていただくと、日本の石油の流通構造、これは歴史的な経緯の中でさまざまなプレーヤーの方が多様な業態で事業を展開されているということでもありますけれども、それに精製元売会社というところからブランドの、元売さんのサインポールのマークのついたガソリン、これ系列玉というふうにいきますけれども、それが大体、石油流通市場の中で8割強を占めています。

それから、石油元売会社のこの四角から下へ③と出ていますけれども、非系列玉ということで、これは今申し上げたブランド玉ではない非系列の特約店以外の方のところに流通していく玉でございます。これが大体2割ぐらいということでございます。

こういう流通構造の中で、一つはこの系列玉と非系列玉の間に欧米に比べると価格差が生じているということでございます。これ自体が販売事業者の間で、ある意味での疑心暗鬼を起こしているというような指摘もございます。

ご参考までに、下のほうに日本の系列卸価格と非系列のスポット価格差というのを書かせていただいておりますけれども、私どものほうで元売の方にヒアリングをさせていただいている中だと、2014年、2015年、リッター当たりこういった金額となっております。

その右側でございますけれども、アメリカでのブランド玉、それからアンブランドの間の価格差というのは大体1円～1.5円ぐらいの間におさまっているということでもあります。これはどの水準がいいかというのを行政が申し上げるというのはなかなかできないことでもあります。この価格差というのはブランド料であり、S S事業者に対する元売からのサポート、その他もろもろによって形成されているということでもありますけれども、これに対してやはり一定の透明性をより求めるという声が特に流通業者の中からは出ているということでございます。

また、もう一つの構造的な課題として挙げられますのが事後調整という商慣習でございます。これは素材産業の中でまだ引き続きほかの業界でも残っている部分は多少なりともあるとは聞いておりますけれども、簡単に言いますと、卸価格を事前に決めながら最終的に市況のぐあいなどにあわせて事後的に卸価格を調整するというところでございます。

これは必要やむを得ないものというの中には存在するのかもしれませんが、やはりこの部分について、自分の仕入れているものが、売っているものが、幾らで今、仕入れているものを売っているのかというのが、販売事業者サイドからすると判然としないということになってきます。そうするとコスト意識に根差した経営改善努力というのがやっぱり制約をされるのではないかと、抑制されるのではないかと。ひいては結果として市場メカニズムが十分機能しにくくなってくるとはではないかということでございます。

今申し上げた事後調整の商慣習と、先ほどの業転格差のところでございますけれども、この業転格差というのは我々が調べたところでは、最終的に事後調整を行った後の請求価格をベースに算出をさせていただいております。そういう意味では事後調整が行われる前の当初の卸値であると、もう少し当事者間では業転格差が大きいというふうに評価をされているのかというのが現実かと思えます。

こういうような市場の構造、それから商慣習、こういったものがある中で、対応の方向性でございますけれども、20ページであります。

2つ、これはLNGマーケットをつくるというのは、ご説明の中でも同じようなことが書いてあったと思いますけれども、やはり1つは市場参加者に信頼される卸価格指標の構築というのが一番大事かと思えます。もう一つはそれに連動して、取引慣行の透明化・適正化、これを進めていくということかと思っております。

これに関連しまして21ページをごらんいただければと思いますけれども、まず市場参加者に信頼される価格指標の構築ということであります。先ほどから申し上げたとおり、需給を適切に反映した卸価格指標、これは元売と販売事業者間、双方にとってまさに自主的・合理的な経営判断を行うためには不可欠な、ある意味でのインフラだというふうに考えております。

現状、日本の石油業界の中で、最近までは価格情報を提示する会社というのが限られている中で、一般的な指摘としては、海上で取り引きされる石油の価格と、それから陸上で取り引きされるスポット価格、これを見比べると、本来であるならば陸上スポット価格のほうが、陸揚げした後の物流コスト等が発生することを考えればそちらのほうが高くなるということなんですけれども、この陸上スポットが、ある程度継続的に海上スポット価格を下回る状態が見られたということで、市場参加者、取引当事者からは、指標について少し信頼性に欠けるのではないかというふ

うな声が聞かれているということでもあります。

こういう価格指標は、民間の価格調査会社の方が情報サービスを提供するということだと思いますけれども、それに基づいて当事者間の取り引きが行われるものですから、まさに石油製品の需給を適正に反映した卸価格指標というのがつくられるべきであろうということでもあります。

そういう意味では1つが価格アセスメント機関、これは価格情報会社でございますけれども、国際的にそういった価格情報会社が情報を発信する際に遵守すべき I O S C O 基準というのが国際的に定められております。こういったものの遵守徹底をしていただくというのが1つと、それから今申し上げたとおり、1事業者が価格指標、価格情報を提示するというよりも、国内外の多様な価格アセスメント機関同士で競争をしていただいて、その価格情報をユーザーに選んでいただくというような、サービス事業者間の競争の活性化というのが必要ではないかということでもあります。

そして3番目でございますけれども、TOCOM等、不特定多数の売りと買いが入って、マーケットメカニズムの中で価格が決まるような、そういった石油製品先物取引の活性化、これを当業者の方を中心として推進をしていくべきではないかということでございます。

22ページでございますけれども、これも価格情報の話でございますけれども、既に新聞報道等なされているので簡単にご紹介しますが、今、欧米の複数の価格アセスメント会社が日本の石油市場に関心を示されているという状況でございます。Plattsが再度日本市場に参入する、その他の会社も試行的なサービスの提供を始めているということでもあります。

また日本の価格情報会社も、先ほど申しました I O S C O の原則を遵守するというような形で第三者に検証していただくとかいった動きがございます。まさに複数の価格サービス会社間で、価格指標についての信頼性、信憑性のある価格指標についての競争が始まりつつあるということだと思います。これが今後活性化されて、市場参加者の間で信頼を得られるように、適切な改善が、事業者側の切磋琢磨を通じて改善が進むことというのが重要ではないかということもございます。

最後に23ページ目でございますけれども、取引慣行の透明化・適正化でございます。

先月でございますけれども、公正取引委員会のほうから、ガソリンの取り引きに関するフォローアップ調査報告書というのが公表されております。その中で、先ほど申し上げました商慣習の一つであります事後調整について、一定の評価ということがなされております。

ここに書いてあるとおりでございますけれども、要すれば先ほど申し上げているような事後調整というのを一方的に実施する場合、これは相手方の事業活動を制限することになりやすいということでありまして、仕切価格の修正、卸価格の適時的な引き下げの実施基準を可能な範囲で明

確にして、取り引きの相手方に示す必要があるのではないかとということでもあります。

また、仕切価格が恒常的に修正される状況では、やはり当事者間にとってみて取引条件が不透明なものになるということがございます。市場メカニズムに基づく価格形成を阻害するおそれもあるため、当初の仕切価格の額を可能な範囲で、より市況の実態に合わせたものにするなどの見直しもあわせて行う必要があるのではないかとということがございます。

長年、時間をかけてつくり上げてこられている商慣習でございますけれども、いま一度マーケットの透明性・公平性、そういったものの視点から見直していくべきではないかというのが問題提起でございます。

以上であります。

○田久保石油流通課企画官

引き続きまして、公正・透明な市場形成と取引環境の整備について、L Pガスについてご報告を申し上げたいと思います。25ページをご参照ください。

2月16日、前々回の第15回分科会でL P Gワーキングの設置についてご紹介をさせていただきました。背景につきましては、その際に公表させていただいておりますので今回割愛をさせていただきますが、このL P Gワーキング、2月に設置をされまして、4月28日までの3回にわたる審議を経まして、このたびL Pガス料金の透明化の促進や魅力的なサービス提案を目指した対策等について審議を行い、具体的な課題について今後、国がガイドラインの作成と具体的な手段を講じていく際の基本的方向性というものを整理をさせていただきました。本日はその基本的方向性について、かいつまんでご説明をさせていただきたいと思います。

次のページ、26ページをごらんください。まず料金透明化の促進についてでございますが、幾つかの段階に応じて透明化ということを議論させていただきました。まずは契約前における透明性、それと契約時における料金の透明化、それと契約後の料金の透明化、それと契約終了時の料金の透明化と、このような切り口でそれぞれの課題について議論をし、基本的な方向性というものをまとめていただいたところでございます。なお、座長は橘川先生に座長を務めていただいております。

まず契約前、一般消費者が選択できる環境整備という観点で、どういったことが基本的方向性として位置づけられたかということでございますが、まずはホームページ等を利用した標準的な料金メニューと、平均的な使用量に係る月額料金例の公表を徹底するというところでございます。これは先般4月に電気の小売の全面自由化がなされましたけれども、これと平衡を保つということでございます。また、今後L Pガス販売事業者の公表を促すよう、消費者団体と国が協力体制を構築していくということも重要だということが整理をされてございます。

また、(2) 契約時における料金の透明化でございます。これは特にアパート入居予定者に対する料金透明化のために、入居予定者からの料金照会に対して、LPガス販売事業者は料金情報等の提供を徹底するということをまとめさせていただきました。この審議の過程におきまして、国交省が不動産仲介事業者に対して、入居予定者へのLPガス事業者の情報提供を求める文書というものも加筆をしております。

また2つ目のポツでございますが、契約時に交付する法定書面に関して、消費者に対する料金事項の説明を徹底すると。これまではまだ説明までは求めていなかったところでございますが、この説明というものの徹底を求めるということをもとめさせていただいております。

(3) 契約後の料金の透明化でございますが、料金値上げ時の透明化促進のために、料金改定の一定期間前、例えば料金請求の1カ月前に請求書等に料金の変更内容、変更理由を明記するということの徹底を求めるというふうにさせていただいております。

また実際に料金の請求時には、使用量、単価等、料金算定根拠を明確にするということの徹底を求めるということでございます。また、当たり前のことでございますが、消費者からの料金等に係る相談・苦情に対しては、LPガス販売事業者の体制の構築を含めて、適切かつ迅速な対応を徹底するというところでございます。

次、27ページでございます。契約終了時の透明性ということでございますが、契約終了時、また業者の切りかえ時に料金トラブルというものが多少起こっております。そのためにまずは解約時の設備撤去費用に係る紛争防止のために、立入検査を通じた法定書面の必要事項記載の徹底を図るとともに、あとは消費者に対して解約時の手続、費用についての説明を徹底するということを求めるというものでございます。ここまでが料金の透明化についての議論でございました。

また2ポツでございます、FRP容器を利用した新たなサービスの提供に向けた取引環境の整備でございます。このFRP容器といいますのは、Fiber Reinforced Prasticといったような、強化性プラスチックというものでございます。これまでは重たいネズミ色の手製容器でございましたが、これにかわる新しい容器というものが昨年の夏から日本でも利用可能ということになりました。特色といたしましては、軽い、見栄えがいい、ガスの残量がわかる、爆発しない、さびないということでございます。こういう特色を有しておりますので、用途としては、例えばこれをガスの導管がない部屋に持ち込んでガスファンヒーターにつなぐとか、あとはバーベキュー用のコンロに使うとか、もちろん緊急時には緊急用のガスとして使うというような幅広い用途が見込まれるわけでございます。

ただ一方、こういった非常に消費者にとって便利であります但ゆえに、保安の確保等、新たな流通の課題というものをもう一回見直してクリアしなくてはいけないということが必要となって

きているわけでございます。

基本的な対応の方向性といったしまして、まずは事業者団体等を通じた普及に向けた消費者等に対する一層のPR、または消費者の安全保安に対する意識の徹底というものをどんどん求めていくということが基本的な方向性として打ち出されました。また保安等についても含めてなんですけれども、国としての施策の検討に資するように、28年度で措置をさせていただいた予算を利用して、流通形態のあり方や保安の確保等の課題への対応方法についての検討を行うということを示唆をさせていただきました。国が、保安とビジネスと一体として今後扱うという基盤を今回提供させていただいたということでございます。

私からは以上でございます。

○佐合石油流通課長

もう一度、私からで恐縮なんですけれども、29ページ以降市場機能の補完というところで、SS過疎地対策の話を見せていただいて、その後、熊本の震災対応に関して風木課長のほうからご説明をするということをお願いいたしたいと思います。

30ページでございますけれども、SSの数でございますが、ご承知のとおり1994年のピークから随分減ってきておりまして、約半数まで減少ということでございます。石油需要も同じように今後も減少傾向が続くということでもあります。

そういった中で、特に需要密度の低い地方部においてSSの経営の維持というのがなかなか難しい問題にもなってきております。そうすると灯油の配送自動車へのガソリンの供給に支障をきたすSS過疎地問題というのがクローズアップをされてきているということでございます。今、形式的な定義で言うと、1市町村の中にSSが3カ所以下である自治体をピックアップすると283の自治体になるということでもあります。

31ページ目めくっていただいて、SS過疎地、この問題に対する今後のアプローチということでございますけれども、やはり国と自治体の役割分担を明確化しておくということかと思っております。当然、エネルギーの安定供給ということで、国も最終的にバックアップする問題であります。石油製品の供給はやはり買い物弱者問題とある意味で軌を一にするものということで、生活拠点をどのように整備していくかということが大事かと思っております。

そんな中でSS過疎地対策協議会を私ども開催しておりますけれども、先ほど申し上げたSS過疎地の考え方、少しその定義を見直して、本当に深刻な地域はどういったところなのかというのを抽出しつつ、自治体において必ずしもまだ十分問題意識を持っていただいていないところもございますので、情報共有をしっかりと上がっていくことを考えております。また、協議会のほうで今「SS過疎地対策マニュアル」というのを作成しております。自治体を含めて関係事

業者にこれの周知を徹底していくということを考えております。

またもう一つの方策として、コスト削減に関する技術開発支援や安全確保対策の見直し、こういったことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○風木資源・燃料部政策課長

それでは最後になりましたが、事務局からの説明としては最後です、平成28年度の熊本地震における緊急石油供給、資料5をごらんください。最後の5分ぐらいでご説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、上と下の資料がございます。最初の資料はエネルギー関連の対応（概要）をまとめたものでございます。熊本地震につきましては、4月14日に予震、16日に本震が起きまして、1カ月たちまして、まだ余震が続いているということですので、我々としては、行政としては引き続き万全の対応をとっていきたく思っております。ただこの機会にこれまでやってきた取り組み、あるいは課題についてまとめさせていただきました。

最初の1枚は、国会の関係者とかに説明をしているエネルギー全般でございます。ご案内のとおり、震災後に当然、水、食料の問題、それから人命救助の問題を最優先で取り組んできたわけで、プラス当然ライフラインということで、燃料、電力、ガス、さらには水道ということで流れて、その後は家屋の問題、あるいはサプライチェーンの問題、避難所の問題ということで進んできているわけですが、燃料、我々は特に資源燃料として、右側の燃料をごらんください。

主な取り組みとしては、4月16日、本震が未明に起きたんですけれども、その後、直ちに朝の7時43分に「災害時石油供給連携計画」、これはLPガスのガスについてもそうなんです、これを発動いたしまして、元売各社の協力体制を構築いたしました。これにより元売各社が集まって、安定供給の相談ができるという体制を整えたと。

それから中核SS、熊本県内34カ所による緊急車両の優先供給を確認しまして、これを実施。さらには優先的に避難所・病院・福祉施設等の重要施設への対応、あるいは電源車に対する燃料の供給、これも実施いたしました。さらには稼働中のSSに関する情報提供を実施と。こういう形でございます。

さらに燃料、プロパーではなくて左にあるとおり電力で、電柱が倒れた分、電源車がいきまして、そこに軽油等を供給するというので、石油連盟、全石連、それから九電が連携いたしました。仮の電柱が立つまでの間を電源車に対する燃料補給に万全を期したと。

さらにガスについては、LPガスのところ、大きな充填所等の被害はなかったわけですけれども、倒壊家屋からの回収や、その周辺での供給に万全を期したということでございます。

ということで、燃料、電力、ガスと、我々としてできる限りのことをし、問題を早急に解消したということでございます。

次の2ページが石油供給関連についてまとめたもの、それから東日本大震災の経験を踏まえてまとめたものがございます。

今回、東日本大震災以降整備を進めてきた制度が活用されたということでございます。政府、自治体、石油業界の連携のもとに、石油供給インフラの被災状況の把握や緊急要請への対応が円滑に行えたと思っております。

特に被災地の病院・避難所については、個別に電話対応するプッシュ型というのを活用しました。従来はプル型といいまして、現地の県市町村の対策本部からの要請を受けてやるというのが基本的なスキームなわけですが、それでは十分な対応ができないと。従来、公平性の観点から、そういうプッシュ型についてどうするのかという議論があったわけところですが、今回は優先的な直ちに必要なところ、病院・避難所等について、エネ庁のほうからプッシュ型で業界のほうとも協力しながら、先ほどのオペレーションルーム、石油連盟、石連、その他、九電を含めたオペレーションルームと連携をとりながらプッシュ型でやっていたと。これが早急な解決に貢献したと思っております。

さらには停電地域へ、先ほど申しあげました電源車への継続的な燃料供給を果たしたということです。ただ、さらなる課題もありますので、これは後で述べます。

下に書いてあるのが、東日本大震災以降の整備した制度の活用でございまして、石油備蓄法を東日本大震災の後、改正いたしまして、この「災害時石油・石油ガス供給連携計画」を初めて発動、かつ迅速に未明の地震の後、直ちに朝7時台に発動したということで、24時間体制を1カ月間継続させていただきました。

それから震災の後、系列BCPも整えたと。さらには中核SSの指定ということで、この重点継続の供給を今回果たすことができたと思っております。プッシュ型については述べたとおりでございます。

めくっていただきまして3ページ、4ページでございますが、まず3ページは今回の具体的な地域、熊本市内や益城町・南阿蘇地域での活動、それから右側の阿蘇地域での活動を図にしたもの、写真にしたものがございます。

項目だけですが、左側ですと、まず最初に都市部における供給遅延や品薄問題、行列がテレビ等に映し出されるような場面もあったわけですけれども、これはタンクローリーの増強その他で直ちに解消しております。

それから被害の大きな地域、特に益城町や南阿蘇地域に集中したわけですが、車上生活の方も

おられました。こういう方への対応としてSSの在庫確保等、万全を期したと。それから停電地域への先ほど申し上げた電源車への供給。それから避難所・病院・社会福祉施設等への対応を行いました。

右側は、申し上げた電源車への供給体制。エネ庁、石連、全石連、九電の協議で、この電源車へのピストン輸送体制をいち早く整えたということでございます。

4ページから、課題を簡単に申し上げます。左側に赤字で書いてあるところを見ていただければと思います。「生じた事案と対応」というところで、赤字のところが今回生じた内容で、我々として問題解消したとはいえ、やはりさらなる改善を図りたいというところでございます。

まず流通網のところタンクローリーの緊急車両としての扱いで、タンクローリーが緊急車両として扱われることによって優先的に現地に行けるということなんですが、これは熊本県警に要請をしたりしたわけですが、これをより迅速にできないか。

その下でSSの営業状況の把握でございます。これは震災直後に個別に電話をしてやったわけですが、結局7割程度が最初、稼働を確認できたということで、これをさらにレベルを上げられないか。あるいはSSの営業状況の周知ということで、避難所にいられる方々はいち早くホームページその他で把握できるようなことはできないか。

あるいは中核SSという制度を設けたわけですが、この優先供給対象は必ずしも特定されない。中核SSに聞きますと、当然、緊急車両のほうを優先してやるわけですね。警察、消防、自衛隊等ですが、当然一般の方も入るわけで、そういう中でどういう形で表示をするか。こういう形もより円滑にできるように工夫していきたいと思っております。

次の5ページですが、赤字のところをごらんください。自治体へのそうした中核SSの活動をより浸透させる必要があると。

それからその次ですが、需要者等の備えにもより一層の期待をしたいと思っております、自衛的な備蓄であるとか、我々の活動をより知ってもらおうと。あるいはプル型、プッシュ型についての経験をより共有していくと。特に病院・福祉施設その他でございます。

さらには今回、電源車を活用した事例がございました。九電のみならず、全国から集まってくる電源車に対して、ミニローリーをどう確保するか、ドラム缶をどう確保するか。これは3社、4社の連携が非常にうまくいったわけですが、これが今後どう生かされていくかというのをより一層改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○橘川分科会長

どうもありがとうございました。

大分お疲れだと思いますが、これから一連のご報告に対してご質問、ご意見を賜りたいと思いますが、まず手始めに資料6と資料7が提出されております。資料6が石油連盟、資料7が全石連ということで、まず資料6で木村委員から口火を切っていただけますか。

○木村委員

石油連盟の木村でございます。初めに先月の熊本地震の際におきましては、石油連盟では4月14日、前震が発生した直後から現地の被災状況の確認を開始するとともに、各社それぞれが燃料供給に万全を期すべく準備を進めたという状況でございました。具体的に言うと、タンクローリーを少し熊本方面に持っていか、それから一番近い油槽所である八代油槽所の在庫を上げるとかいうことをやっていたところでございます。

その後、16日早朝に本震が発生したわけでありまして、「災害時石油供給連携計画」が発動されたことを受けまして、先ほどありましたとおり、石油連盟内に共同オペレーションルームを設置し、緊急要請の対応体制を整えました。

停電等で営業停止を余儀なくされたSSもありましたけれども、多くのSSが早期に営業を再開いたしましたので、石油供給につきましては大きな混乱はなかったものだと考えておるところであります。こういうことを奇禍といたしまして、引き続きサプライチェーンの維持強化に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

こうした取り組みの一方、石油業界は非常に厳しい経営環境にありますが、長期的な石油の安定供給確保のためには、自律的に経営基盤の強化に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

それではきょうの議題につきまして、お手元の資料6にございます「石油精製業の競争力強化に向けた取組と石油火力向け石油燃料の供給について」に基づいて簡単にご説明していきたいと思っております。先ほどの話と若干ダブるところもあるかと思いますが、お聞き願いたいと思っております。

1ページ目をごらんください。ご存じのとおり2030年においても石油は一次エネルギーの最大シェアであることが見込まれておりますが、国内の石油需要は減っていく中、アジア諸国の精製能力の増強による競争激化など、厳しい環境に直面しているということは先ほどから言っているところでございます。

2ページ目をごらんください。こうした経営環境のもと、安定供給を果たすには製油所の競争力の強化が必要であります。具体的には石化製品など高付加価値製品へのシフト、残渣油の有効活用などの「ノーブル・ユース」に向けた設備の高度化等への取り組み。さらには複数の製油所間、ないしは石油化学との連携などが重要な課題となってきたところでございます。

3ページ目をごらんください。昨年の分科会報告書では原油調達先の多角化を進める方針が示されました。中南米等の非在来型原油には超重質原油も多く、硫黄分やさらには酸性度が高いため、分解設備の新增設や腐食防止などが必要となります。将来的には原油需給のタイト化も視野に、安定供給のためには軽質から重質に至る幅広い原油処理が可能な体制の整備が重要であります。これらの取り組みへの支援措置の継続・拡充をお願いしたいと思っております。

4ページをごらんください。東日本大震災の経験から、石油業界では災害時の入出荷、機能維持と生産体制の早期回復に向けた製油所の強靱化に取り組んでおります。こうした取り組みは複数年、長期間かかりますので、引き続きいろんな形での支援の継続・拡充をお願いしたいと思っております。

5ページをごらんください。先ほど説明いたしました複数製油所間や石油化学などの連携に当たって、「有限責任事業組合」(LLP)を活用するニーズが高まっておりますが、現在のLLPの制度では現物出資すると譲渡益課税が発生するため、石油業界では活用がなかなか進んでおりません。産業競争力強化法の税制措置を改正するなどして、現物出資時の簿価譲渡を認める措置をお願いしたいと思っております。

それから最後になりますけれども、石油火力向け燃料の供給について少し説明をしたいと思っております。6ページをごらんください。

東日本大震災では原発停止などに伴う電力の不足に対しまして、供給弾力性に優れた石油火力はバックアップ電源として電力の安定供給に大きく貢献いたしました。石油業界は石油火力向け燃料の緊急増産や輸入増、さらには外航船を臨時投入するなどして安定供給を果たしました。しかしながら、最近では石油火力用燃料の需要は大幅に減少しているのが実態でございます。

7ページをごらんください。このようなペースで石油火力用燃料の需要が減少していけば、燃料の受け入れ、保管、輸送といったすなわちサプライチェーンは先細りいたします。バックアップ電源としての役割を果たせなくなっていくわけであります。電力システム改革後の調整力・予備力のあり方の中で、過去の経験を踏まえた上で石油火力をどう位置づけをするかを早急に検討していただくよう強くお願いいたします。

その結果、調整力・予備力として石油火力を位置づけるならば、緊急時のみの運用ではサプライチェーンが維持できません。燃料の安定供給の責務を果たすためにも、石油火力の平時からの一定の稼働が必要だということを強く皆さん方に理解していただきたいと思っておりますし、いろんな場面で議論をしていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○橘川分科会長

どうもありがとうございました。

それでは河本委員、お願いします。

○河本委員

すみません、お疲れのところ、あと数分聞いていただきたいと思います。資料7でございますが、「石油販売業の課題と生き残り策」、いろいろ事務局のほうで、エネ庁のほうで突っ込んだ論点を書いて説明していただきまして、大変ありがたいということでございます。タイトルが生き残り策と書いてありますが、これは非常に重要でございまして、いかにしんどいか、厳しいかということのを何とか言ってくれと業界の人に言われておりますが、これしかないなど。生き残り策というと皆さんに聞いていただけるのではないかということで書かせていただきました。

とにかく物流の合理化とか、いろいろやっていかなきゃいけないことはわかっておるんですが、例えば熊本で地震が予測できた人は誰一人おりません。今回はたまたま連携よく、うまくできたわけでございますが、今後またどこでこういうことが起きるかわかりません。皆さんのご自宅が断層でばさっといかれるかもしれません。そのときにやっぱり石油は大事だということは皆さんご承知のとおりでございます。そのためにはある程度の数はどうしても残しておいていただかないと困るということを申し上げたい一心でこういう資料をつくったわけでございまして。

3ページにございますように、今言ったことを表にしたわけでございますけれども、東日本大震災とか、熊本の地震、あるいは今後起こるかもしれない南海トラフ地震、昨日も茨城県で地震が起きました。そういうことがどんどん起こってくる可能性があるわけでございますが、そのときに災害時における燃料供給拠点というのはどうしても必要になってくるわけでございます。この間の電源車は、これも結局私どもの末端の者が供給したんです。自慢するわけじゃございませんけれども、新出光さんのほうが協力してやっていただいたということでございます。

そうなりますと、このSSの過疎地というものをできるだけ減らしていかなきゃいかんと。そのためには、この四角にありますように、地場のSSを中心としたネットワークの維持をしていかなきゃいけない。3ページの四角の一番下を書いておりますけれども、経営基盤の強化、それから元売子会社さんのシェアがすごく大きくなってきております。それから最近では、全農、JAのSSが相当な影響力が出てきておりますので、それとの関係をもう少しきちっとしなきゃいけないということでございます。

めくっていただきますと、4ページにございますけれども、写真が出ておりまして、いろいろ個人的に出ている写真がいっぱいあるんですけれども、迫力ある写真があるんですけれども、個人の了解を得なきゃいけませんので、この程度の写真しか載せることはできませんでした。とに

かく、例えば4ページの右側の一番小さい字で何しているかわからんのがありますが、自家発電稼働作業中とあります。これはエネ庁の補助金でいただいて、油で自家発電できるというものをやっております、暗い中で何とかして自家発電を稼働させて皆さんに供給できるようにしようということでございます。

そういうことで、何とかしてこれ以上減らさない。ここには出ておりませんが離島というのがございます。離島も実は大変大きな問題でございまして、これについても供給拠点がなくなるということでございます。大変懸念されるところでございます。

6ページは石油販売業の生き残り策ということでございます。①、②、③、④とございますけれども、①の経営基盤の強化というところでございまして、エネ庁さんにも大変ご支援いただいておりますけれども、例えば過疎地における灯油のローリー、そういったこと。それからまた、きょうも盛んに出ておりましたけれども、事業統合とか協業化といったものについての支援もしていただきませんと、なかなかオーナー企業というのはこういうことに抵抗が強うございます。

それから②が、実は公正取引委員会が大変協力的でございまして、独禁法を運用して何とかそういうことをやってやろうという協力をしていただいております。

7ページが棒グラフでございまして、大変減少して、1日当たり4つのSSがなくなっているといことでございます。

それから8ページが、いわゆる地場の特約店のシェアが10年前の7割から6割に減少し、元売のシェアがふえておるといことでございます。

9ページ、公正取引委員会が、独禁法を所管する立場から相当突っ込んだ報告書を出していただいております、例えば業転玉の取扱制限の問題とか、それから値引き交渉の問題、販売子会社の安値販売の問題、こういったことについても突っ込んで書いていただいております。

これは本当にありがたいことなんです、何と言っても何兆円も売り上げをしている元売と、中小零細SSとの間では基本的に優位的地位があるということは公取も認めておりまして、何とか生き残るために支援をしていただきたいということでございます。10ページにありますように、細々と協業化・共同化の勉強をしておりますし、11ページは、にもかかわらず大変たくさんの方の多額の税金、5兆円も6兆円も納めておるといことを申し添えまして報告にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○橘川分科会長

どうもありがとうございました。

残された時間は少なくなりましたが、どうでしょうか、今までの一連のまとめ、報告、2つ

の意見があつて。

それじゃ、和田委員お願いします。

○和田委員

残り少ないところで時間いただきましてありがとうございます。今回のLPガスの公正・透明な市場経営と取引環境の整備のところ、2点ほど発言をさせていただければと思っています。特に今回ガスワーキンググループということで、今回の報告書をまとめていただいたことに対して改めて、私どものさまざまな要望もいろいろな形で取り上げていただいたことも含めて、この報告書をまとめられました橘川先生を初めとした関係の皆様から敬意と感謝を述べたいというふうに思っています。今後はこのLP業界の健全な発展にとって大変重要な報告書になるというふうに思っております。

特にこの報告書の内容について、事業者への周知徹底をお願いすると同時に、ぜひマスメディアも含めて広く国民、消費者にお知らせいただくようお願いを申し上げたいというふうに思っていますし、また、私どもが関係している消費者団体の中でも、今回の報告書につきましてぜひ学習会等を広げて、周知も図っていききたいというふうに思っております。

もう1点が、今回の報告書の中で業界に対する指示・徹底を図っているということで記載をされています。実は私どもこの4月から「わが家の電気・ガス料金しらべ」というのを開始しておりまして、ことしから電気小売の自由化が始まったり、来年度から都市ガスの自由化も始まるということでもありますので、各家庭のこのエネルギーにかかわる料金がどう今後変化をしていくのか、その点を調査をしようということで現在始めたばかりなんですけれども、実はその中でもやはりガス料金への不満の声が各家庭から寄せられておりますし、極端な話かもしれませんが、料金明細のない、ある意味ではお粗末な領収書も届けられているということでありまして、今回のガイドラインを作成するに当たって、ぜひこの報告書を徹底していただいて、より健全な発展を目指していただきたいというふうに思っております。

最後に、先ほどの石油の関係で1点だけ申し上げたいんですけれども、実は私どもかねてより、このガソリン等の等の中には多分灯油も入ってくると思うんですけれども、特に被災地において灯油価格について適正化の要望を受けておりまして、やはり寒冷地では命にかかわる灯油価格だというふうに思っております。ぜひ取引環境の透明化・適正化等を進めていただきながら、監視・指導を強化していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○橘川分科会長

廣江委員、お願いします。

○廣江委員

ありがとうございます。熊本大地震の件でございますが、先ほどご紹介いただきましたように、私ども電源車、これは北海道電力も含めまして、全国津々浦々から100台強派遣をいたしました。この電源車も油がなければもちろん無用の長物でございます。そういう意味では石油業界の皆さんに大変助けていただきまして、1週間程度で停電は全て解消したというふうに記憶しておりますが、その早期解消に大変お力添えをいただきましたことにつきまして、まずは御礼を申し上げます。

その上で、ほぼ相似形の話でございますが、先ほど木村委員がおっしゃいました石油火力の件につきましても、以前にも一度申し上げておりますが、少し私どもの考え方を申し述べたいと思っています。従来は電力の安定供給につきましては、発送配一貫体制のいわゆる一般電気事業者がその責務を負っておりまして、例えば大規模な電源が脱落するとか、あるいは再生可能エネルギーが大量に入ってきて非常に発電の出力がふえるといったときに、それに備えてさまざまな対策をとるという責務が私どものほうにございます。

石油火力で申しますと、単に設備を維持するだけではなしに、これは石油業界さんのご協力も当然ございましたが、タンクの手配、あるいは内航船の手配等々やってきたところでございます。これは4月以降、今回の電力システム改革によりまして、電力の安定供給についての責務が各エリアの送配電事業者に移るということに制度が変わっております。当然ながらこの送配電事業者というのは発電設備を持っておりませんので、長期にわたって安定供給に対する責務を果たすためには、これを可能にするような制度というものを設計しなくてはならないというような認識が、当然ながらこれは経済産業省も含めてございます。これから検討が始まるというところでございます。

その検討に当たりましては、ぜひエネルギー基本計画の中におきます石油の位置づけということも十分にご認識をいただいた上で、単に設備の維持ということだけではなしに、この石油火力に関して申せば、こういったサプライチェーンをどのように維持するかということにつきましてもぜひご検討の対象に加えていただきたいと。これは先ほどの「4回もあれば5回もある」という話になりますと、ゴカイの話なのかもしれませんが、ぜひそういった観点で今後検討をしていただきたいというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

○橘川分科会長

平川委員、お願いします。

○平川委員

労働組合、平川でございます。資料4の10ページに設備稼働率、稼働信頼性の向上が載っております。海外と比べますと日本の設備停止の時間が非常に多いという、中でも定期補修にかなりの停止時間が割かれているというグラフもあります。

海外との比較の中で定期補修について、例えば日本がこれだけ多いのは保安関係の法律によって停止・開放点検の義務づけが要因なのか、あるいは定期補修には人員が必要になりますので、そこにかかる人員数が違うであるとか、あるいは経年劣化により補修するところが日本のほうが圧倒的に多いであるとか、少し分析を、国、あるいは民間企業と一緒にやっていただければなど。

その上で自主保安の高度化というのもございます。先ほど言った保安関係法の調整に触れるものなのかどうか。それから定期補修期間のあり方というのは、単に短縮を目指すというだけではなく、安全確保が第一だと働く者としては思っておりますので、そうした観点も入れて検討いただきたいということでもあります。

以上です。

○橘川分科会長

宮島委員、お願いします。

○宮島委員

短く1点申し上げます。熊本の地震に関しましては、東北のときの反省がかなり生かされて、おおむねうまくいったということで非常にそれはよかったですと思います。1点、どうなったかなど思っているところがありまして、たしか東北の地震の後に、この分科会の下の小委員会だったと思うんですけども、優先給油の対象の特定ですとか、自治体とその優先の対象を絞るとか、そういった議論があったと思います。今回、熊本の地震のところでちょっとトピックとかありまして、私たちにとって他社になるんですけども、関西テレビがガソリンスタンドで並んでいたところに、言ってみれば横入りをして、そしてそれがツイッターに挙げられて、会社がホームページで謝るみたいなことがあったんですけども、これそのものは、もともと今の段階で恐らく優先給油の対象となっていなかったもので、単純にずるをして悪かったということだと思うんですけども、そもそも議論として、ここに書いてある自治体ですとか自衛隊とかのほかに、やはり災害時に必要な優先供給の対象というのがあるのではないかという議論があったと思います。

私も民放の立場で言うのも何だと思えますけれども、やはり阪神淡路の震災のときの高速道路の倒れた映像ですとか、福島第一原発の爆発というのは私たちの報道によって世の中が知ったという部分もあると思って、一定程度の公共性を持って仕事をしているというふうに思っています。実際に今回は給油の列がそんなになかったので問題がなかったと思うんですけども、給油に関

してはその優先というものをしっかりともう一回見定めて、ちゃんと議論する必要があるのではなかったかと思ひまして、それがどうなったのか気になりました。

さらに優先をちゃんと決めた場合なんですけれども、優先車両に指定されても、実際に被災者の前で優先車両の仮にマークをつけていたとしても、そこにずけずけと入っていくと絶対に現場は大混乱になると思われまますので、その場合にはそもそも優先車両であるということの表示の仕方や認知の仕方に課題が残ります。場合によっては全然別に拠点、優先されるような拠点なのか何かわかりませんが、別の方法をつくって給油をするというようなことも考えられるんじゃないかと思ひます。これは継続で、多分今まだ議論の途中なのかわかりませんが、気になりましたので今後よろしくお願ひいたします。

○橘川分科会長

柳井委員、お願ひいたします。

○柳井委員

すみません、名札を立てた後で、既にもう委員のほうからご意見が出てしまったことなんですけれども、木村委員の石油火力についてのご意見についてです。この石油火力というのはもはや経済合理性だけではなかなか成り立たない世界に入ってきていると思ひます。その中でこれだけの長いロジスティック、そういったものを維持していくためには、ぜひともこの石油火力の位置づけというものを定義いただくということをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○橘川分科会長

それでは事務局のほうからまとめていただいて、それで最後に部長でお願ひいたします。

あつ、すみません、それじゃ、増田さん、お願ひします。

○増田委員

手短に。日本LPガス協会の増田でございます。2点、熊本地震に対する対応と、先ほどお話がありました液化石油ガス流通ワーキンググループにおける検討結果についてコメントさせていただきたいと思ひます。LPガスの熊本地震対応ですが、「災害時石油ガス供給連携計画」の実施の勧告がなされた後、直ちに業界として対応しまして、各地方自治体と供給について、元売業者、それから販売業者が連携して対応することができました。

特に協会の輸入基地、それから二次基地において幸い被害がなかったものですから、この点において非常に迅速に対応ができました。また、LPガスを燃料とする緊急電源車の配置も行いまして、現地で対応することができました。今後は仮設住宅、こちらの、既に供給が始まっていますが、LPガスの供給に尽力していきたいと考えております。

2点目、液化石油ガス流通ワーキンググループにおけますLPガスの料金透明化でございますが、これはワーキンググループにおいて、私もオブザーバーとして参加させていただいたんですが、消費者、代表委員の方、それから有識者の方からかなり活発なご意見、ご指摘がなされ、この点につきましてはワーキンググループの結果報告にも記述されていますが、我々LPガス業界としても真摯に対応して、選ばれるエネルギーとLPガスがなるように対応していきますので、その旨報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○橘川分科会長

ありがとうございました。

それでは藤井部長にまず総括的な発言をいただいて、最後にスケジュールの発表とともに、若干事務局に対する質問を、答えられる範囲で風木課長にお答えいただくという形で進めたいと思えます。

藤井部長、お願いいたします。

○藤井資源・燃料部長

多岐にわたるご意見、さまざまなご示唆をいただきましてありがとうございます。個々のご発言、コメントにつきましては我々よく斟酌をいたしまして、今後のこれからの取りまとめに生かしていきたいというふうに思えます。

時間の都合で一つ一つのご質問にはお答え、大変恐縮でございますが、できませんけれども、一つ、どの論点も重要なんですけれども、木村委員、それから柳井委員からご指摘のあった石油火力の問題でございます。現在、お二方からの認識を私も全く共有をいたしておりまして、資源エネルギー庁といたしましても、石油連盟さん、石油会社各社さん、商社さんのみならず、電力業界、電力広域運営推進機関とも意見交換を行ってきております。

電力自由化が進む中で、将来的には発電設備の固定費用の回収の仕方が恐らく工夫が必要になってくるという中で、加えて先ほどもコメントございましたけれども、純粹に経済合理性だけ見れば、明らかに石油火力というものが、優先順位というのが劣後しているという中で、どういう形のあり方があるのかというのを今検討しているところでございます。

原子力の停止といった少ない頻度のリスクではございますけれども、そういったものに十分対応できる予備力をどうやって確保していくのかという観点から、負荷電力の低い火力発電を維持していくと。そのための手段というのも考えなければいけないと思っております。

具体的には電力基本政策小委員会の場において、今申し上げたようなことを検討しております。ミックスの中の位置づけも十分勘案するよというコメントもいただきましたけれども、エネ

ルギーミックスの中における電源構成、その調整力の高さについて十分踏まえた上で議論をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても重要なことは、緊急時に備えて平時からサプライチェーン全体を維持していくというこのコストをどういう形で負担をしていくのかということだろうと思っておりますので、早目、早目に手を打つように議論をしていきたいと思っております。

私からの回答は、大変恐縮なんですがこの1点に絞らせていただきまして、もしよろしければ風木のほうから今後のスケジュールについて。

○橘川分科会長

じゃ、風木さん、お願いします。

○風木資源・燃料部政策課長

きょうはさまざまなコメントどうもありがとうございます。いずれのコメントも我々として十分考慮した上で、今後の中間的な論点整理をしたいと思っております。特に熊本震災がございまして、きょうも幾つか細かいご指摘も含めていただきました。関西テレビが横入りしてしまって、中核SSによる優先供給を受けられるのか、受けられないのか、そういう表示の問題とか、こういう細かい実務を含めて我々、今、検討しているところですので、ぜひこの進捗状況もお示しする場として、この資源燃料分科会を活用させていただきたいと思っております。

次のスケジュールは6月15日の10時から12時ということでございます。この資源燃料分科会につきましては、2月に論点提示という、皆さんご記憶かもしれませんが、A3の非常に大きい紙で論点提示をさせていただきまして、特に油価の低落、年初から起きた話を踏まえて、事業環境の変化に応じて課題を15にまとめたところでございます。

きょうは非常にてんこ盛りで大変恐縮だったんですが、そうした課題につきまして、3月には特に資源開発の問題を取り上げていただきました。その後、G7等できょう議論がございましたが、我々としての発信もさせていただいたところ、きょう幾つかの論点をまた取り上げていただきました。

また、実は国家備蓄の問題とか、幾つか議論をする必要がある議論も場合によってはあるかと思っておりますが、いずれにせよ6月、今の事務局の目標としては、分科会長ともご相談しまして、中間的な論点整理、これまで挙げた課題で、その後、進捗しているものがやはりございます。この5カ月、油価の変動、G7、熊本、いろいろあった中で、我々として検証して中間整理をさせていただき、提示させていただきたいと思っております。

その後、6月以降どうするか、その後の議論を踏まえて検討したいんですが、いずれにしろ継続して取り上げなきゃいけない課題が数多くあります。ですから今後は、石油・天然ガス小委員

会場でありますとか、ワーキングとか、幾つか場を設定する必要もあろうかと思っておりますので、それも含めて6月にまた提示させていただければと思っておりますので、今後、委員の方々に引き続きご協力お願いできればと思っております。

以上でございます。

2. 閉会

○橘川分科会長

どうもありがとうございました。

ちょっと時間おそくなって申しわけありません。なかなか経産省で会議やるのには厳しい季節が到来した感じがいたしますが、どうもお疲れさまでした。本日の会議はこれで終了させていただきます。

—了—